



第2期すこやか宇城っ子プラン

～宇城市次世代育成支援行動計画～

～宇城市子ども・子育て支援事業計画～

(令和2～6年度)



令和2年3月
宇城市



子育て支援でも「ちょうどいい！住みやすさを実感できる^{まち}都市」を目指して

宇城市では、平成17年度より「宇城市次世代育成支援行動計画」・「宇城市次世代育成支援後期行動計画」を策定、27年度からは学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていく子ども・子育て支援事業を一体化した計画として「すこやか宇城っ子プラン」を策定、計画期間である平成31年度（2019年度）まで事業を進めてまいりました。

そしてこの度、期間終了に伴い「第2期すこやか宇城っ子プラン」の策定にあたっては、時代の変化に伴い、少子高齢化や虐待、不登校問題、子育てにおける経済的負担等々の課題が改めて浮き彫りになり、その対策についての重要性を共有しながら作業を進めてまいりました。

第2期計画策定に先立ち、まずは、本市が目指す将来都市像「ちょうどいい！住みやすさを実感できる^{まち}都市・宇城」の実現に向け、子育て施策や教育環境を充実させることにより、選ばれ、住み続けていただくまちを目指し、平成31年（2019年）4月に組織機構の見直しを行いました。

学校教育では、ICTやIoT（モノのインターネット）を活用した学校教育の情報化を推進するために、教育総務課に「ICT推進係」を新設しました。

子育て支援では、子育ての切れ目ない支援を総合的に図ることを目的として、家庭における養育支援等を総合的に推進するとともに、子ども家庭総合支援拠点を整備して、深刻化する児童虐待事案に対して適切な対応・支援を行うために、こども福祉課と児童福祉センターの業務を再編し、「保育園課」と「子育て支援課」を新設しました。

この度策定しました「第2期すこやか宇城っ子プラン」では、すべての子育て家庭が、子どもを安心して産み、育てられる、そして次世代を担う子ども達が宇城市で生まれ育って良かったと実感でき、健やかに自分らしく成長できる住みやすさを体感できるまちづくりを目指して取り組みを推進してまいります。

最後に、本計画策定にご尽力いただいた「子ども・子育て会議」の委員をはじめ、計画策定のための調査やパブリックコメントなどにご協力いただきました皆様には感謝を申し上げますとともに、このプランを着実に推進できますよう、今後とも市民の皆様をはじめ、関係機関の皆様のご支援とご協力を賜りますことを重ねてお願い申し上げます。

令和2年3月

宇城市長
宇田憲史



目 次

第1章 計画の概要

1 計画策定の背景及び趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	2
4 計画の基本理念	2
5 計画の基本的な視点と基本目標	3
6 計画の体系	5
7 計画の策定体制	10
8 計画の推進体制と進行管理	11

第2章 子どもと子育て家庭を取り巻く現状

1 子ども・子育て支援を取り巻く国の動き	13
2 人口等の動向	15
3 世帯数の推移	19
4 就労環境	20
5 アンケート調査結果に見る子育て支援ニーズ	23

第3章 次世代育成支援施策の展開

基本目標Ⅰ 子どもが健やかに成長できるまちづくり	27
1 子どもの権利が大切にされる環境の充実	27
2 子どもの健やかな育ちを支える環境の充実	31
3 学校教育等の充実	38
4 配慮を必要とする子どもへの支援	44
基本目標Ⅱ 安心して子どもを生み育てられるまちづくり	48
1 安心して妊娠・出産できる環境の充実	48
2 子育て家庭に対する相談・情報提供の充実	51
3 安心して子どもを預けられる環境の充実	54
4 子育て家庭に対する経済的な支援	56
基本目標Ⅲ 社会全体で子育てを支援するまちづくり	60
1 地域で支える子育て環境づくり	60
2 仕事と子育てを両立できる環境づくり	63
3 子どもにやさしいまちづくり	65

第4章 子ども・子育て支援事業の推進

- 1 教育・保育提供区域の設定 69
- 2 教育・保育の量の見込みと提供体制の確保 70
- 3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保 73
- 4 放課後子ども総合プランの推進 84

資 料

- 宇城市子ども・子育て会議委員名簿 87



第1章

計画の概要

1 計画策定の背景及び趣旨

近年、全国的な少子高齢化の進展に加え、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加等、子どもと子育て家庭を取り巻く環境の変化によって、子育て家庭の子育てに対する負担や不安、孤立感が高まっており、子どもの育ちと子育てを、社会全体で支援していくことが求められてきました。

国では、これら社会情勢の変化と子ども・子育て支援の質・量の不足に対応するため、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」をはじめとする「子ども・子育て関連3法」を制定し、平成27年度から「質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供」「保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善」「地域の子ども・子育て支援の充実」を柱とする『子ども・子育て支援新制度』をスタートさせました。

本市でも、これを受け、平成27年3月に「すこやか宇城っ子プラン」（以下「前計画」という。）を策定し、地域の実情に応じた子ども・子育て支援の様々な施策を計画的・総合的に推進してきました。

しかし、新制度施行後も都市部を中心に待機児童の解消は進まず、国では待機児童の解消を目指す「子育て安心プラン」の前倒しでの実施を決め、令和2年度末までに女性の就業率80%にも対応できる約32万人分の保育の受け皿を整備することとしています。また、就学児童においても、さらなる共働き家庭等の児童数の増加が見込まれており、平成30年9月には、「新・放課後子ども総合プラン」を策定し、次代を担う人材を育成するため、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後等に全ての児童を対象として学習や体験・交流活動などを行う事業の計画的な整備等を進めていくこととされました。

本市においても、待機児童が発生する状況が続いていることから、教育・保育施設の定員の見直しを行うなど待機児童の解消を図ってきましたが、令和元年10月から幼児教育・保育の無償化が施行されたことにより、保育需要のさらなる増加も見込まれます。そこで、これらの状況を踏まえつつ前計画を検証し、引き続き計画的に子ども・子育て支援施策を推進するため「第2期すこやか宇城っ子プラン（以下「本計画」という。）」を策定することとしました。

2 計画の位置づけ

本計画は、次世代育成支援対策推進法第8条第1項に規定する「次世代育成支援対策の実施に関する計画（市町村行動計画）」と、子ども・子育て支援法第61条第1項に規定する「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（市町村子ども・子育て支援事業計画）」を一体的に策定するものです。

策定にあたっては、次世代育成支援行動計画策定指針及び子ども・子育て支援法に基づく基本指針を踏まえ、県の「くまもと子ども・子育てプラン」や、市の上位計画である「第2次宇城市総合計画」をはじめとする市の各種関連計画との整合を図りました。

3 計画の期間

この計画は、令和2年度を初年度とし、令和6年度を目標年度とする5か年計画とします。

4 計画の基本理念

ちようどいい！住みやすさを実感できる ^{まち}都市・宇城

第2次宇城市総合計画では、少子高齢化に対応するためのコンパクトシティの形成により、「ちようどいい！住みやすさを実感できる都市（まち）」を目指すこととしています。

子ども・子育て支援の分野においても、次代を担う子どもたちが、将来にわたって主体的かつ社会の変化に柔軟に対応していくための幅広い知識と教養を身につけ、豊かな人間性と健やかな身体を養い、たくましく成長できる教育環境を整備するとともに、あらゆる環境下において、等しく子どもたちが学び、成長することができるよう、社会全体がその役割と責任を自覚し、全ての子どもの健やかな成長や学びに対する支援、そして、それを支える子育て環境の充実を図ることで、「ちようどいい！住みやすさ」を実感できるまちづくりを目指します。

5 計画の基本的な視点と基本目標

前計画では、計画の基本理念を実現するために、3つの基本的視点（①子どもが主体の視点、②子育て家庭を支える視点、③社会全体で子育てを支援する視点）とそれに対応した3つの基本目標を掲げていました。本計画においても、それらを引き継ぎ、以下の3つの基本目標を掲げて施策の展開を図ります。

（１）子どもが健やかに成長できるまちづくり

子ども・子育て支援は、すべての子どもや子育て家庭を対象とするものです。一人ひとりの子どもの健やかな育ちを等しく保障するため、乳幼児期からの健康の保持増進を図るとともに、市の責任において、子どもの個性に合った質の確保された教育・保育の提供体制を整備します。

また、子どもの健やかな育ちを守るためには、子どもの権利を擁護し、生命の尊厳・尊重を理解し、子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるよう配慮する必要があります。安全・安心な活動場所と生活空間を確保し、犯罪や児童虐待等による子どもの人権侵害を予防するとともに、万一の場合にも早期に対応できる体制整備を図ります。

（２）安心して子どもを生み育てられるまちづくり

核家族化や地域での人間関係の希薄化等により、家庭における子育て機能の低下や精神的負担が問題になるなか、子育てに負担や不安を感じる保護者が増えています。保護者がしっかりと子どもと向き合い、安心して子育てができるよう、相談支援体制を充実し、妊娠・出産期から子育ての知識や情報の提供を行うことで、家庭における子育て能力の向上を図ります。

親は子どもを育てるという経験を通して自らも様々なことを学習し、成長していくことができます。子育ては、子どもと親がともに育つ機会でもあります。地域全体が子育て中の保護者に寄り添い、支えることを通じ、子育てを通じた親としての成長を支え、子育てに喜びや生きがいを感じることができるまちを目指します。

また、子育て家庭と一言でいってもその環境はさまざまであり、それぞれの家庭の状況に応じたきめ細やかな支援が必要です。関係機関等と連携し、児童虐待の予防に取り組むとともに、ひとり親家庭や障がい児のいる家庭、貧困家庭等、配慮が必要な家庭への施策の充実を図ります。

（３）社会全体で子育てを支援するまちづくり

子どもが笑顔で過ごすためには、安全・安心な子どもの居場所づくりや、犯罪や事故から子どもを守る生活環境づくりが必要です。妊婦や子育て中の保護者が子ども連れでも気軽に出かけられる環境を整えることも必要です。

子どもと子育て中の保護者が、安全・安心・快適に遊び、学び、ふれあえる場を整備するとともに、まちぐるみで交通安全や日常生活における安全・安心の確保に取り組み、子どもと子育てにやさしい環境をつくれます。

また、男女を問わず子育て中の保護者が、仕事を続けながら子育てと向き合えるように、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現や保護者が就労しやすい社会を目指します。

6 計画の体系

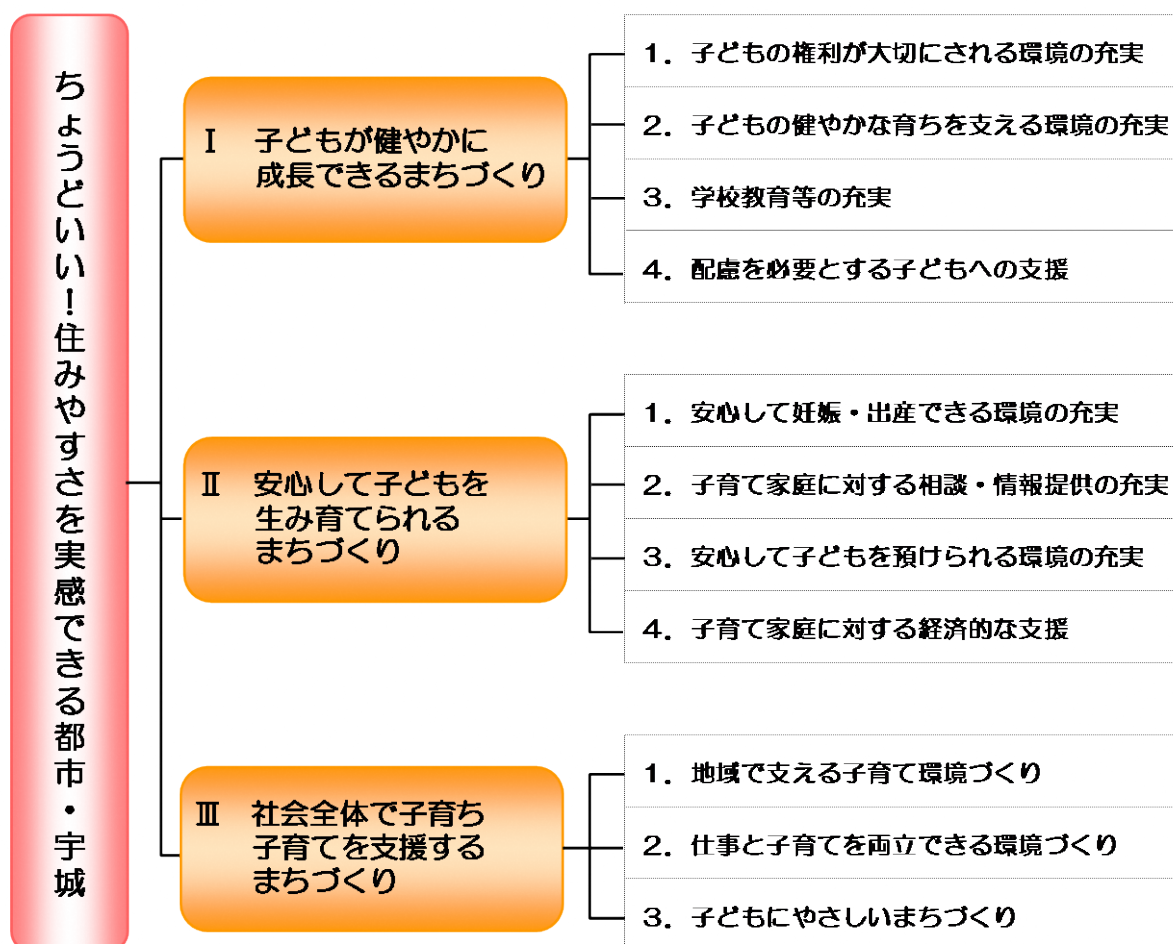
3つの基本目標のそれぞれについて、その達成のための重点目標を設定し、第3章において、それに対応した具体的施策の現状と課題及び今後の取り組みを明らかにします。

また、第3章の具体的施策のうち、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業については、第4章において、その量の見込みと提供体制の確保方策等について定めることとします。

基本理念

基本目標

重点目標



●目標ごとの今後の取り組み一覧

基本目標Ⅰ 子どもが健やかに成長できるまちづくり

重点目標	今後の取り組み	主管課	頁
------	---------	-----	---

子どもの権利が大切にされる環境の充実	1. 児童虐待防止等に向けた体制の充実	子育て支援課	28
	2. 「児童の権利に関する条約」の普及促進	教育総務課	28
	3. いじめの解消・解決	生涯学習課	29
	4. スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの充実	教育総務課	29
	5. 不登校、不登級児童生徒への対応の充実	教育総務課	29
	6. 道徳教育の充実	教育総務課	30

子どもの健やかな育ちを支える環境の充実	1. 食育の推進	健康づくり推進課	31
	2. 乳幼児健康診査の充実	健康づくり推進課	32
	3. 予防接種の推進	健康づくり推進課	32
	4. 歯の健康づくりの充実	健康づくり推進課	32
	5. 乳幼児期の事故防止に関する啓発	健康づくり推進課	33
	6. 疾病や障がいの早期発見・早期治療・早期療育の推進	健康づくり推進課	33
	7. 小児救急医療体制の充実	健康づくり推進課	33
	8. 未熟児養育医療体制の充実	健康づくり推進課	34
	9. 保健センターや学校における健康診断等の推進	健康づくり推進課	34
	10. 喫煙・飲酒・薬物乱用防止	健康づくり推進課	34
	11. 外食等栄養成分表示の普及啓発	健康づくり推進課	34
	12. 応急処置法の指導・啓発	防災消防課	34
	13. 子どもの遊び場、親子による交流・自然体験ができる場の提供	都市整備課	34
	14. 多様化する発達障がいに対応できる相談体制の整備	教育総務課	35
	15. 子どもの自立促進に向けた教育の充実	生涯学習課	35
	16. ボランティア活動の普及・促進	生涯学習課	35
	17. 余暇活動の推進	生涯学習課	36
	18. 食に関する生涯学習の場の提供	生涯学習課	36
	19. 地区自治公民館活動の活性化	生涯学習課	36
	20. 情報機器に対応する使用ルールづくりの普及啓発	生涯学習課	37
	21. 地域文化の伝承	文化課	37

重点 目標	今後の取り組み	主管課	頁
----------	---------	-----	---

学校教育等の充実	1. 教育内容の充実	教育総務課	38
	2. 社会体験的な学習機会の拡充	教育総務課	39
	3. 学校図書館の充実と活用の促進	教育総務課	39
	4. 児童会や生徒会活動等の充実	教育総務課	39
	5. 子ども一人ひとりに応じたきめ細かな指導の充実	教育総務課	40
	6. ゲストティーチャーの活用による学校教育の活性化	教育総務課	40
	7. 安全で安心な学校施設の整備	教育総務課	40
	8. 保育園・認定こども園等と小・中学校との連携	教育総務課	40
	9. 子どもの職業体験機会の充実	教育総務課	41
	10. 交流学习等の推進	教育総務課	41
	11. 性感染症の情報提供と予防の啓発	教育総務課	41
	12. 健康診断・体力測定結果の活用	教育総務課	41
	13. 性教育等の充実	教育総務課	41
	14. 命の大切さや家庭の役割などについての理解	教育総務課	42
	15. 小・中学生と乳幼児のふれあい体験	教育総務課	42
	16. 健康教育の充実	教育総務課	42
	17. 児童生徒のスポーツ環境の充実	スポーツ振興課	42

配慮を必要とする子どもへの支援	1. 放課後児童クラブ（学童保育所）における障がい児の受入の充実	子育て支援課	44
	2. 障がい児保育等の充実	保育園課	44
	3. 療育体制の整備・充実	社会福祉課	45
	4. 障がい児理解のための啓発	社会福祉課	45
	5. 在宅心身障がい児に対する支援の充実	社会福祉課	45
	6. 障がい児とその家族に対する支援	社会福祉課	45
	7. 障がい児教育の充実	教育総務課	46
	8. 障がい児に対する教育支援体制の整備	教育総務課	46
	9. 障がい児の療育・教育相談・就学指導體制の充実	教育総務課	46
	10. 障がい児の療育・教育相談・就学指導に関する広報の充実	教育総務課	47

基本目標Ⅱ 安心して子どもを産み育てられるまちづくり

重点目標	今後の取り組み	主管課	頁
安心して妊娠・出産できる環境の充実	1. 妊娠・出産に関する正しい知識の普及・啓発	健康づくり推進課	49
	2. 母子健康手帳の早期交付	健康づくり推進課	49
	3. 妊産婦訪問指導の充実	健康づくり推進課	49
	4. 喫煙についての知識の普及と禁煙・分煙の推進	健康づくり推進課	50
	5. 特定不妊治療に対する助成制度の広報	健康づくり推進課	50
	6. 一般不妊治療費助成制度の広報	健康づくり推進課	50
	7. 早産予防対策の充実	健康づくり推進課	50
	8. 男性の家庭生活（家事・育児等）への積極的参加の促進	人権啓発課	50
子育て家庭に対する相談・情報提供の充実	1. 子育てに関する相談体制の充実	子育て支援課	51
	2. ホームページやガイドブック等の充実	子育て支援課	52
	3. 地域子育て支援拠点事業の実施	子育て支援課	52
	4. 乳児家庭全戸訪問事業の実施	子育て支援課	52
	5. 産後ホームヘルパー派遣事業の実施	子育て支援課	52
	6. 親子ふれあい支援事業・親育ち支援事業の充実	子育て支援課	52
	7. 児童虐待防止等に向けた体制の充実	子育て支援課	53
安心して子どもを預けられる環境の充実	1. 子育て短期支援事業の実施	子育て支援課	54
	2. ファミリー・サポート・センター事業の充実	子育て支援課	54
	3. 行政主催のイベント等への託児コーナー設置	子育て支援課	55
	4. 一時預かり事業の充実	保育園課	55
	5. 病児保育事業の実施	保育園課	55
	6. 休日保育事業の実施	保育園課	55
	7. 保育園・認定こども園等入所児童の拡充	保育園課	55
子育て家庭に対する経済的な支援	1. 各種手当の支給	子育て支援課	56
	2. SNSを活用した子育て用品のリサイクル	子育て支援課	57
	3. こども医療費の助成	子育て支援課	57
	4. ひとり親家庭に対する医療費の助成	子育て支援課	57
	5. ひとり親家庭等の自立支援	子育て支援課	57
	6. 保育料と副食費の無償化	保育園課	58
	7. 保育料の補助	保育園課	58
	8. 生活に困窮した家庭に対する自立支援	社会福祉課	58
	9. ファミリー向け公共賃貸住宅の供給支援	都市整備課	59

基本目標Ⅲ 社会全体で子育て子育てを支援するまちづくり

重点目標	今後の取り組み	主管課	頁
地域で支える 子育て環境づくり	1. 児童福祉センター事業の充実	子育て支援課	61
	2. 民生委員・児童委員、母子保健推進員による相談・支援の充実	子育て支援課	61
	3. 幼児教育の振興に関する政策プログラムの策定	教育総務課	61
	4. 地域活動への教職員の自主的参加	教育総務課	61
	5. 世代間交流など多様な体験活動の推進及び充実	生涯学習課	62
仕事と子育てを両立 できる環境づくり	1. 宇城市立児童館（仮称）の新設	子育て支援課	63
	2. 放課後児童クラブ（学童保育所）事業の実施	子育て支援課	63
	3. ニーズに応じた延長保育事業の実施	保育園課	64
	4. 子育てしやすい職場環境づくりの啓発	人権啓発課	64
	5. 出産・育児後の再就職に関する情報提供の充実	商工観光課	64
子どもにやさしいまちづくり	1. 交通安全教育指導者の育成	総務課	65
	2. 防犯の推進体制の強化及び啓発促進	総務課	65
	3. 通学路や公園等における防犯設備の整備	総務課	66
	4. 交通安全教育の実施	総務課	66
	5. チャイルドシートの正しい使用の徹底	総務課	66
	6. 子どもや妊婦等が歩行しやすい道路環境の整備	総務課	66
	7. 犯罪等に関する情報提供の推進及び犯罪・事故等の被害から子どもを守る体制の確立	教育総務課	66
	8. 安全な通学路の確保	生涯学習課	67
	9. 地域ぐるみによる防犯活動の推進	生涯学習課	67

7 計画の策定体制

(1) 宇城市子ども・子育て会議における審議

本計画を策定するにあたり、幅広い分野からの意見を踏まえ、子ども・子育て支援事業の推進に係る検討を行うために、「宇城市子ども・子育て会議」において審議を行いました。

(2) 子ども・子育てに関するアンケート調査の実施

計画策定にあたり、子育て家庭の実態と子育て支援ニーズ等を把握し、策定の基礎資料とする目的で、就学前児童及び小学生の保護者を対象に「子ども・子育てに関するアンケート調査」（以下、アンケート調査という。）を実施しました。

●アンケート調査の実施概要

調査期間	令和元年7月19日（金）から令和元年8月5日（月）まで	
調査方法	郵送による配布・回収	
調査対象	令和元年7月1日現在、宇城市在住の就学前児童の中から無作為抽出した2,000人の保護者	令和元年7月1日現在、宇城市在住の小学生の中から無作為抽出した1,500人の保護者
配布数	2,000 件	1,500 件
回収数	742 件	490 件
回収率	37.1 %	32.7 %

(3) パブリックコメントの実施

令和2年2月18日から3月9日まで計画案を公表し、それに対する意見を求めるパブリックコメントを行いました。

8 計画の推進体制と進行管理

(1) 計画の推進体制

本計画の推進にあたり、本市は「子ども・子育て支援新制度」の実施主体として、子どもとその保護者に適切な環境が等しく確保されるよう、各関係機関と連携し、総合的かつ計画的に施策を実施していくこととします。

特に「子ども・子育て支援新制度」に基づく教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施については、教育・保育施設等を運営する事業者との協力が不可欠です。

また、専門性の高い施策及び複数の市町村にまたがる広域的な対応が必要な施策については、県が策定する子ども・子育て支援事業計画やその他の方針等に基づき、必要に応じて県の協力を受けながら推進を図っていきます。

(2) 計画の進行管理

本計画については、市子育て支援課が中心となって、毎年進捗状況を把握・点検し、「宇城市子ども・子育て会議」において、その内容について評価を行います。併せて、計画の進捗状況は、市ホームページ等で公表を行い、市民への周知を図っていきます。

また、本計画の記載内容について、特に第4章における教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」及び「確保方策」に関しては、国の制度や市内施設の状況の変化に伴い、大きく変動することも想定されることから、必要に応じて見直しを行うこととします。

なお、各施策項目進捗状況は、主管課が他関係部署と連携し取りまとめることとします。



第2章

子どもと子育て家庭を取り巻く現状

1 子ども・子育て支援を取り巻く国の動き

子ども・子育て支援新制度では、質の高い保育・教育の提供を行うこととしており、待機児童数が増加する中、保育の受け皿拡大は喫緊の課題となっています。

国では、子ども・子育て支援の提供体制の充実を図るため、平成28年4月から開始した企業主導型保育事業により、平成29年度末までに7万人分の受け皿整備を進め、子ども・子育て支援の提供体制の充実を図っています。

また、保育の受け皿確保については、今後も女性就業率が上昇し、保育の申込者が増加していくことを踏まえ、平成29年6月に「子育て安心プラン」を公表し、さらに、平成29年12月に閣議決定された「新しい経済政策パッケージ」では、このプランを令和4年度末から2年間前倒しし、令和2年度末までに32万人分の保育の受け皿を確保し待機児童を解消するとともに、幼児教育・保育の無償化を図ることとし、令和元年10月から保育所や幼稚園、認定こども園の利用について0～2歳の住民税非課税世帯、3～5歳の全世帯を対象に、無償化が実施されています。また、保育の受け皿拡大を進める中、担い手となる保育士人材確保のため、処遇改善や新規資格取得者の確保、就労継続、再就職支援など、総合的な対策が進められています。

一方、就学児童についても、平成30年9月に「新・放課後子ども総合プラン」を策定し、令和3年度末までに約25万人分の放課後児童クラブを整備し、待機児童解消を目指し、その後も女性就業率の上昇を踏まえ令和5年度末までに計約30万人分の受け皿を整備することとしています。また、全ての児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブと放課後子ども教室の両事業の計画的な整備等を推進するため、全ての小学校区で、両事業を一体的に又は連携して実施し、うち小学校内で一体型として1万箇所以上の実施を目指すこととしています。

さらに、令和元年6月に成立した「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の一部改正では、市町村においても子どもの貧困対策計画の策定の努力義務とともに、子どもの権利の尊重や教育の機会均等の保障、保護者の所得の増大や職業生活の安定と向上等に必要な施策を講じることが明記され、生まれ育った環境で子どもの現在と将来が左右されないよう規定が強化されました。

また、あらゆる人が支援の制度の狭間に陥ることを防ぎ、地域共生社会の中で丸ごと支えていくため、平成29年4月には改正社会福祉法が施行され、生活困窮、子どもの貧困、権利擁護、虐待防止等の課題に対して、一層の社会的な関心と支援が必要とされています。

■子ども・子育て関連3法成立以降の子ども・子育てに関する主な法律、制度

年度	法律・制度等	内 容
平成24	子ども・子育て関連3法	子ども・子育て支援事業計画の策定が明記。
平成25	待機児童解消加速化プラン	平成29年度末までに40万人分の保育の受け皿を確保。 (⇒平成27年に50万人分に拡大)
	子どもの貧困対策の推進に関する法律	子どもの貧困対策計画の策定が明記。 ⇒平成26年8月29日子供の貧困対策に関する大綱閣議決定
平成26	次世代育成支援対策推進法	令和7年3月末までの時限立法に延長。
	放課後子ども総合プラン	平成31年度末までに、放課後児童クラブについて約30万人分を新たに整備、全小中学校区で放課後児童クラブと放課後子供教室を一体的に又は連携して実施し、うち1万箇所以上を一体型で実施を目指す。
平成27	保育士確保プラン	待機児童解消加速化プランの確実な実施に向け、平成29年度末までに7万人の保育士を確保。(⇒平成27年に9万人分に拡大)
	子ども・子育て支援事業計画	新制度開始。市町村子ども・子育て支援事業計画、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画スタート(～平成31年度)
	少子化社会対策大綱改定	子育て支援施策の一層の充実、若い年齢での結婚・出産の希望の実現、多子世帯への一層の配慮、男女の働き方改革、地域の実情に即した取組強化。
平成28	子ども・子育て支援法一部改正	待機児童解消加速化プランにより40万人から50万人分に上乗せされた10万人分の受け皿確保について、内訳の5万人分を企業主導型保育の設置により対応。
	ニッポン一億総活躍プラン	保育士の処遇について、新たに2%相当の改善。 平成30年度以降も保育の確保に取り組む。
	切れ目のない保育のための対策	待機児童の解消に向けて取り組む市町村を支援するため、施設整備、入園予約制、保育コンシェルジュの展開などを明確化。
	児童福祉法一部改正	児童虐待についての発生予防から自立支援まで一連の対策のさらなる強化に向けた、児童福祉法の理念明確化、子育て世代包括支援センター設置についての法定化など(一部平成29年4月施行)
平成29	子育て安心プラン	令和2年度末までに全国の待機児童を解消、待機児童ゼロを維持しつつ女性の就業率80%を達成。
	新しい経済政策パッケージ	「人づくり改革」において、教育・保育の無償化、待機児童の解消、高等教育の無償化などを掲げる。
平成30	子ども・子育て支援法一部改正	事業主拠出金の率の上限の引上げ、充当対象の拡大、待機児童解消等の取組の支援、広域調整の促進による待機児童の解消(都道府県がまとめ役となる)など
	新・放課後子ども総合プラン	令和3年度末までに放課後児童クラブの待機児童解消を目指し、その後も女性就業率の上昇を踏まえ令和5年度末までに計約30万人分の受け皿の拡大と一体型放課後子ども教室の促進。
平成31 令和元	子どもの貧困対策の推進に関する法律一部改正	市町村に子どもの貧困対策計画の策定を努力義務化
	幼児教育・保育の無償化	10月から開始。認可保育サービスや幼稚園、認定こども園の利用について0～2歳の住民税非課税世帯、3～5歳の全世帯を対象に実施。

2 人口等の動向

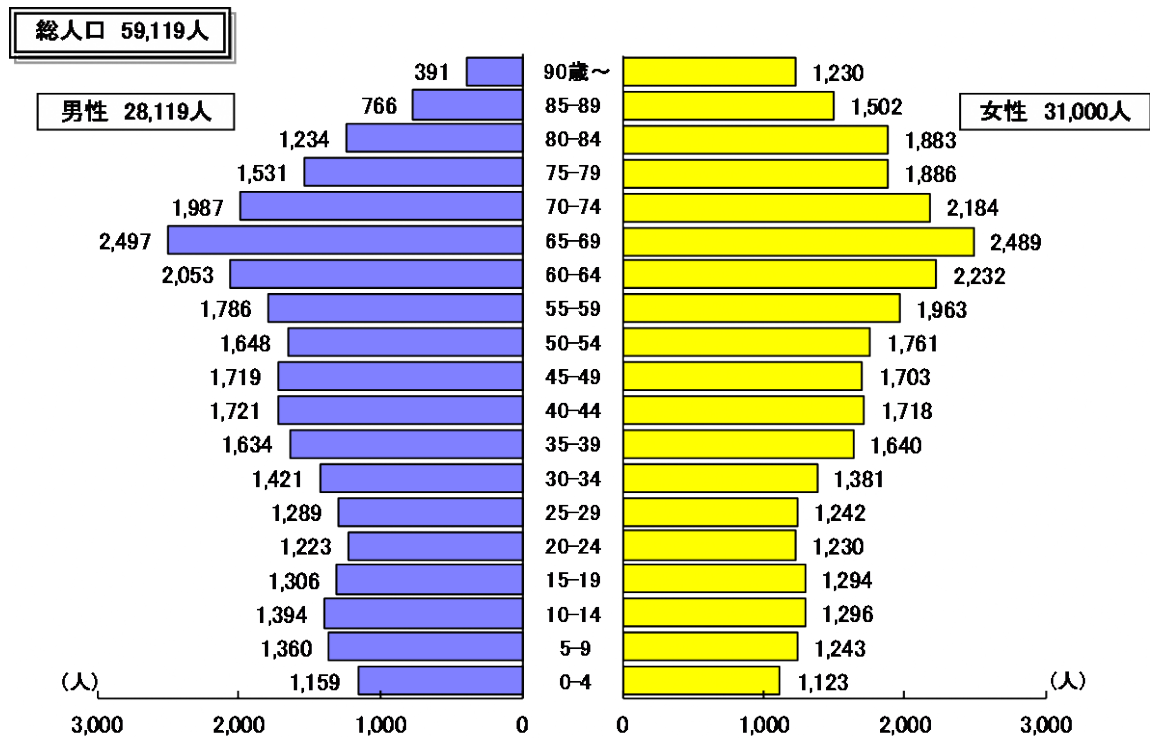
(1) 人口の推移

①人口ピラミッド

本市の平成31年4月1日現在の総人口は、男性28,119人、女性31,000人の計59,119人です。人口ピラミッドを見ると、団塊の世代といわれる60代後半の人口が最も多く、35歳未満の若い世代の人口が少なくなっていることがわかります。

また、現在の30代に比べ、これから婚姻適齢期を迎える20代の人口が少ないことから、今後さらに少子化が進むことが懸念されます。

■人口ピラミッド（平成31年4月1日現在）



資料:住民基本台帳

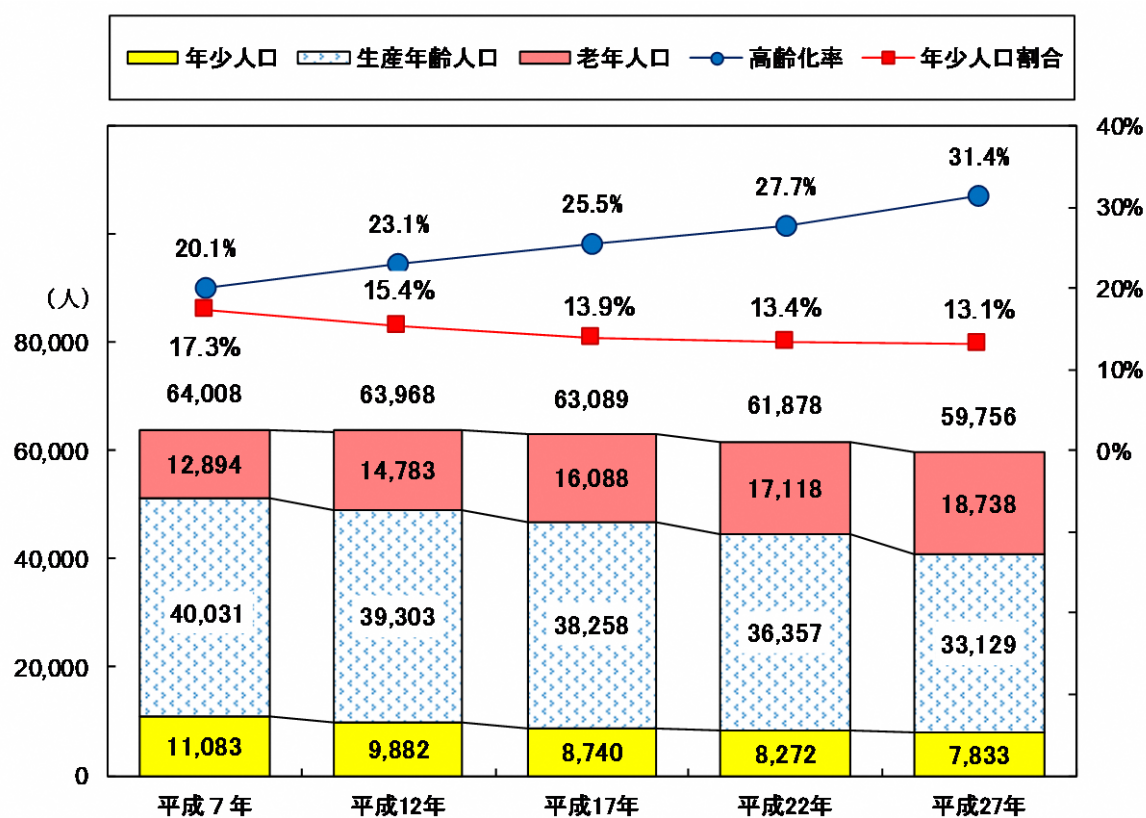
②年齢3区分別人口及び年少人口割合等の推移

人口の推移を見ると、平成7年以降、総人口は減少傾向にあります。

年齢3区分別に見ると、年少人口（15歳未満）が減少を続けているのに対し、高齢者人口（65歳以上）は増加し続けていることから、少子高齢化が確実に進んでいる状況がうかがえます。

また、少子高齢化の進展に伴い、総人口に占める年少人口割合は低下、高齢化率は上昇を続けています。

■年齢3区分別人口及び年少人口割合等の推移



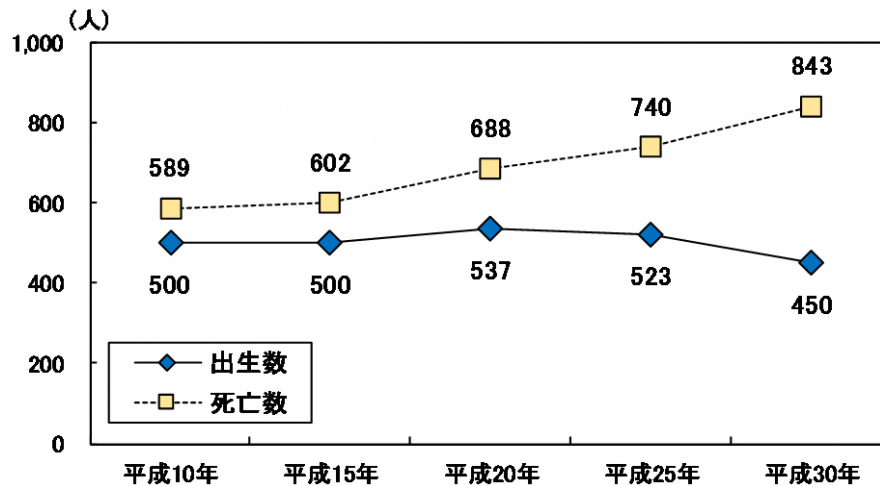
※総人口には年齢不詳人口を含む

資料：国勢調査（各年10月1日現在）

③自然動態—出生数と死亡数の推移—

平成10年以降の出生数、死亡数の推移は以下のとおりで、毎年、死亡数が出生数を上回る自然減の状態が続いています。平成30年は、出生数450人に対し死亡数843人で、393人の自然減となっています。

■出生数と死亡数の推移

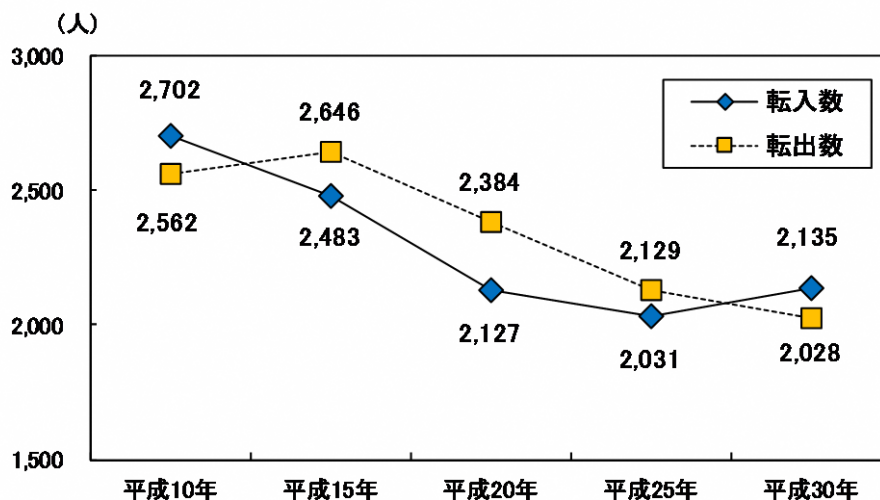


資料：熊本県推計人口調査

④社会動態—転入数と転出数の推移—

転入数、転出数ともに年によってばらつきがあり、社会増減に規則性は見られません。平成30年は、転入数2,135人に対し転出数2,028人と、107人の社会増となっています。

■転入数と転出数の推移

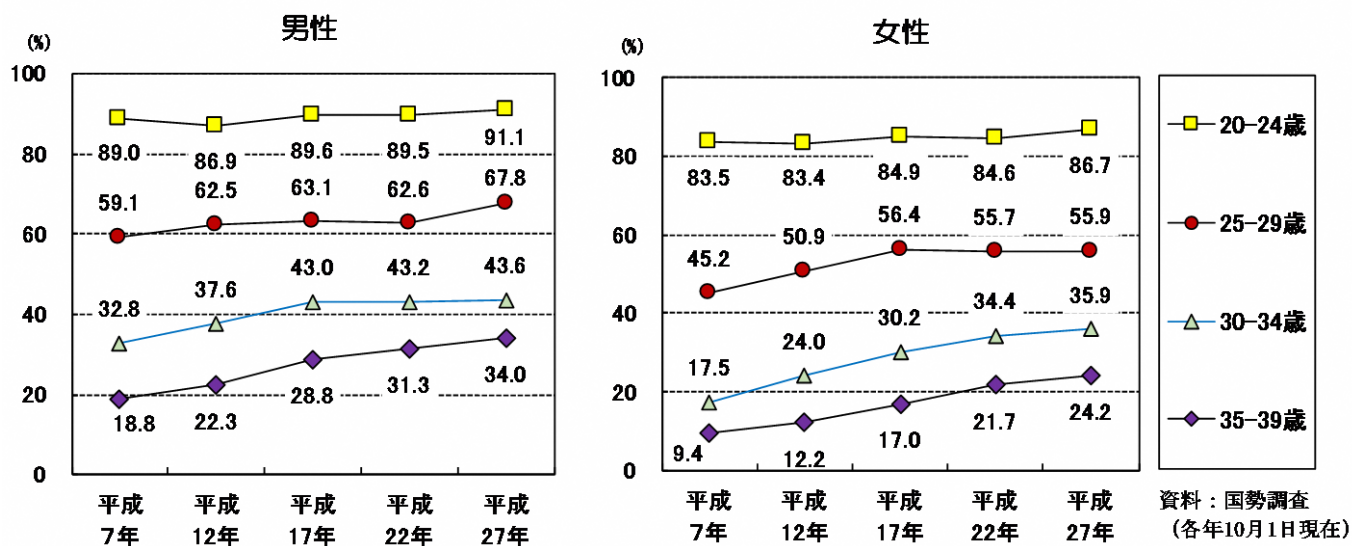


資料：熊本県推計人口調査

(2) 未婚率の推移

20～39歳の男女の未婚率の推移を5歳階層別に見ると、男女とも30代の未婚率が上昇を続けていることがわかります。平成27年の30代後半では、男性の34.0%、女性の24.2%が未婚となっており、晩婚化、非婚化の傾向が続いていることがうかがわれます。

■未婚率の推移



3 世帯数の推移

平成12年からの15年間の世帯数の推移は下表のとおりで、一般世帯数は一貫して増加傾向にあり、単身世帯や核家族世帯の増加等により、1世帯当たりの人数は減少傾向にあります。

また、平成12年以降、母子世帯数は増加傾向にあり、父子世帯数は横ばい傾向にあります。

■世帯数等の推移

(単位:世帯、人)

	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
一般世帯数	19,893	20,583	20,999	21,314
母子世帯数	260	313	326	379
父子世帯数	43	37	43	39
1世帯当たりの人数	3.14	2.99	2.86	2.69

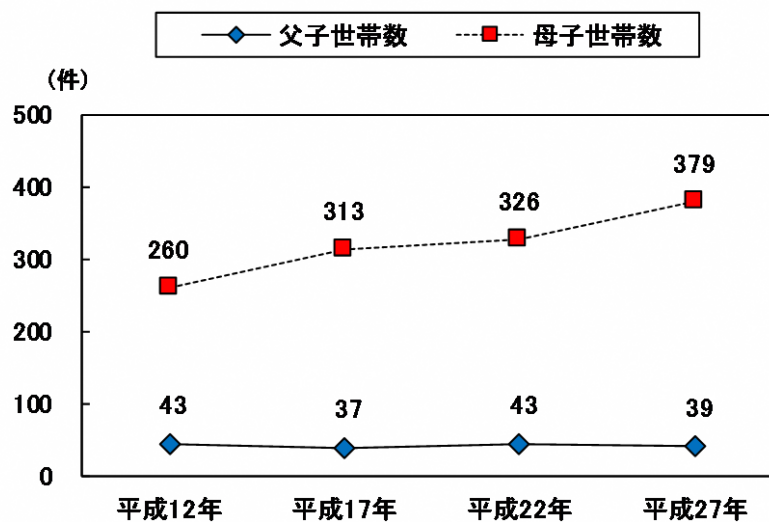
※一般世帯数＝総世帯数－施設等の世帯数

資料:国勢調査(各年10月1日現在)

※母子世帯:未婚、死別又は離別の女親と、その未婚の20歳未満の子どものみから成る一般世帯

※父子世帯:未婚、死別又は離別の男親と、その未婚の20歳未満の子どものみから成る一般世帯

■母子・父子世帯数の推移



資料:国勢調査(各年10月1日現在)

4 就労環境

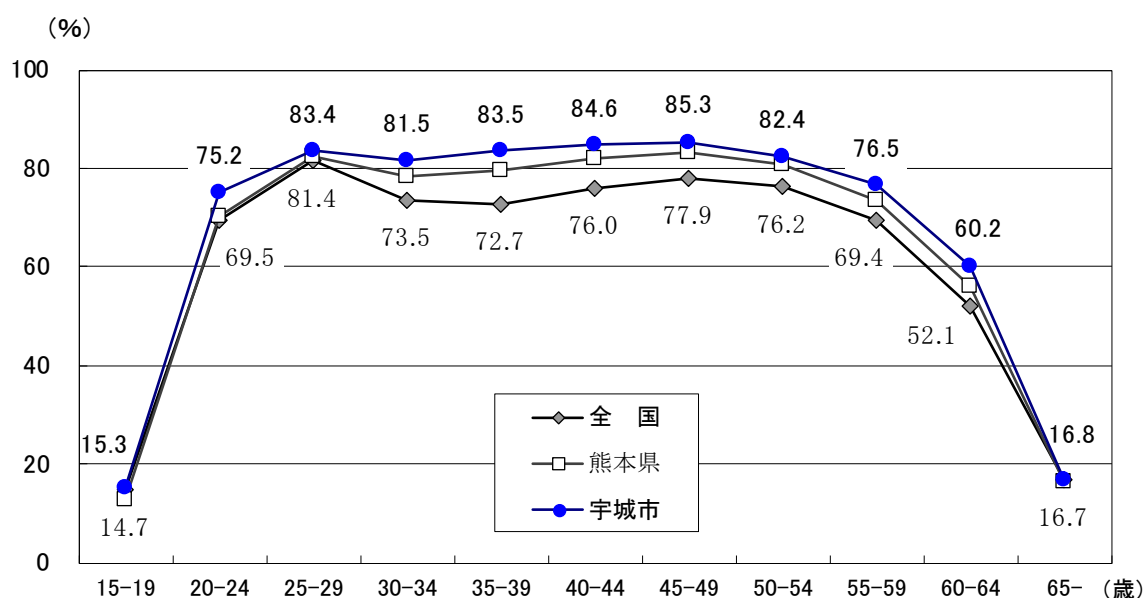
(1) 女性の年齢階層別労働力率

我が国の女性の労働力率を年齢階層別にグラフ化すると、下の全国のグラフに見られるようないわゆる「M字カーブ」を描くのが一般的です。30代前半での労働力率の低下は、出産や育児による就労率の減少を、30代後半からの増加は、再就職等による就労率の上昇を示していると考えられます。

しかし、本市の「M字カーブ」は30代前半での落ち込みが少なく、極めてなめらかなM字となっており、出産後も仕事を続ける女性の割合が高いことがうかがえます。また、30代後半から40代後半までの労働力率は、国・県の数値はもとより、20代後半の労働力率をも上回る高い水準となっています。

働きたい女性が家庭生活と職業生活を両立し、結婚、出産、育児期にも継続して働くことができる状況はそれ自体望ましいことですが、一方で、子育てに伴う経済的な負担の大きさが働かざるを得ない状況を生み出し、それが高い労働力率につながっている可能性も考えられます。

■女性の年齢階層別労働力率（国・県との比較）



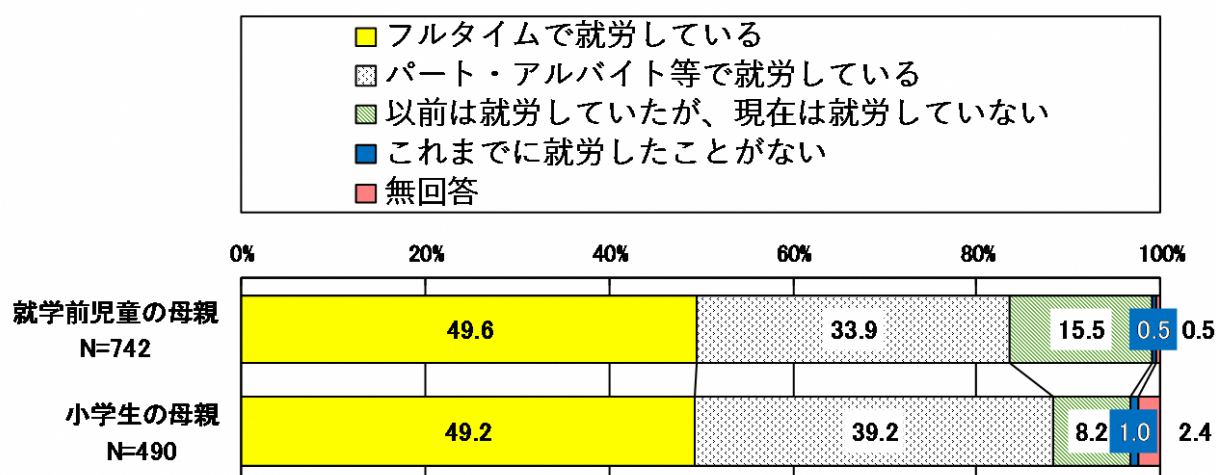
資料:平成27年国勢調査

(2) 母親の就労状況

アンケート調査の結果から母親の就労状況を見ると、就学前児童の母親で 83.5%、小学生の母親で 88.4%の人が働いており、母親が就労している割合は高くなっています。

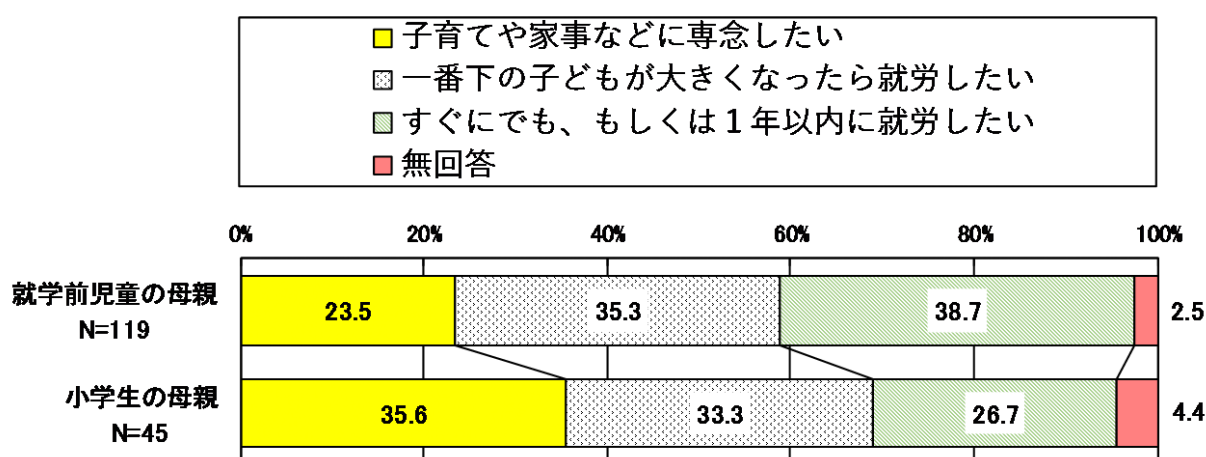
また、現在就労していない母親についても、その多くが「すぐにでも、もしくは1年以内に」又は「一番下の子どもが大きくなったら」就労したいと考えていることがわかります。

■母親の就労状況



資料：アンケート調査結果

■現在働いていない母親の就労希望



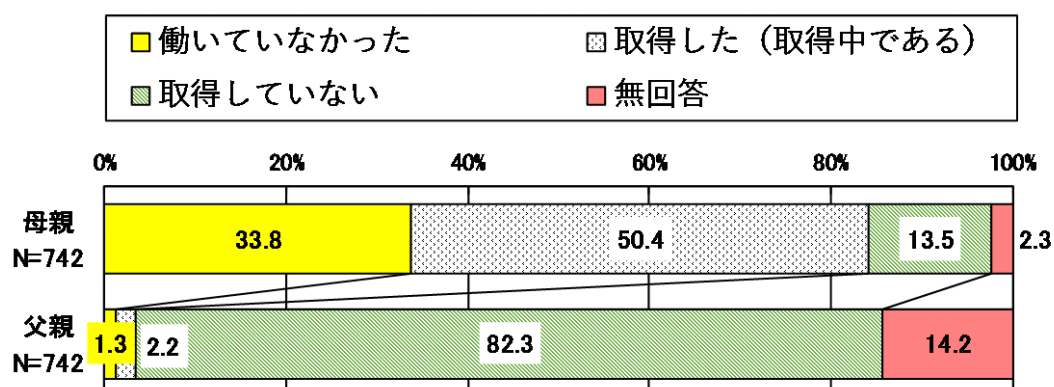
資料：アンケート調査結果

(3) 育児休業の取得状況

アンケート調査の結果から、就学前児童の保護者の育児休業の取得状況を見ると、「取得した（取得中である）」母親は 50.4%（働いていなかった人と無回答を除くと 78.9%）となっており、5 年前（34.9%）に比べると育児休業の取得率は伸びています。ただし、父親の取得は 2.2%（働いていなかった人と無回答を除くと 2.6%）と、極めて低調であることがわかります。

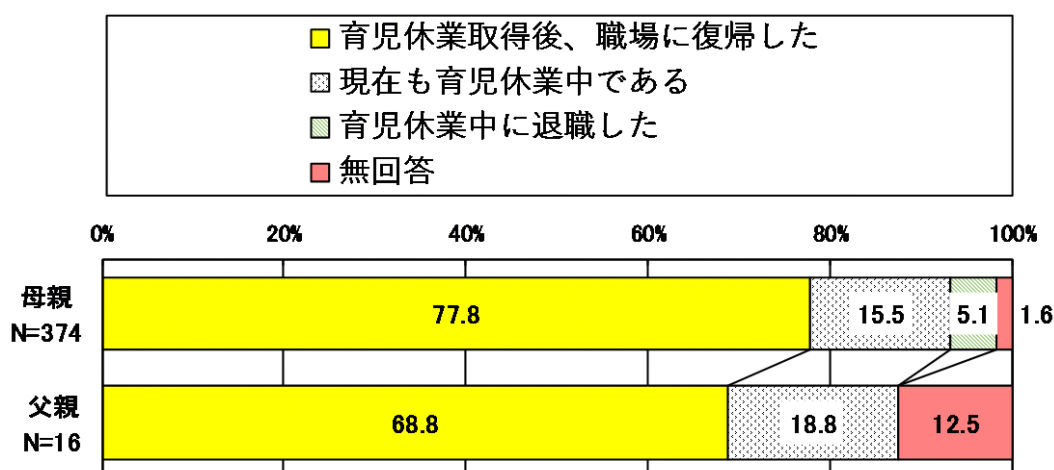
また、母親の中には、育児休業中に退職した人（5.1%）も見られます。

■育児休業の就労状況（就学前児童の保護者）



資料：アンケート調査結果

■育児休業取得後の職場復帰状況（育児休業取得者）



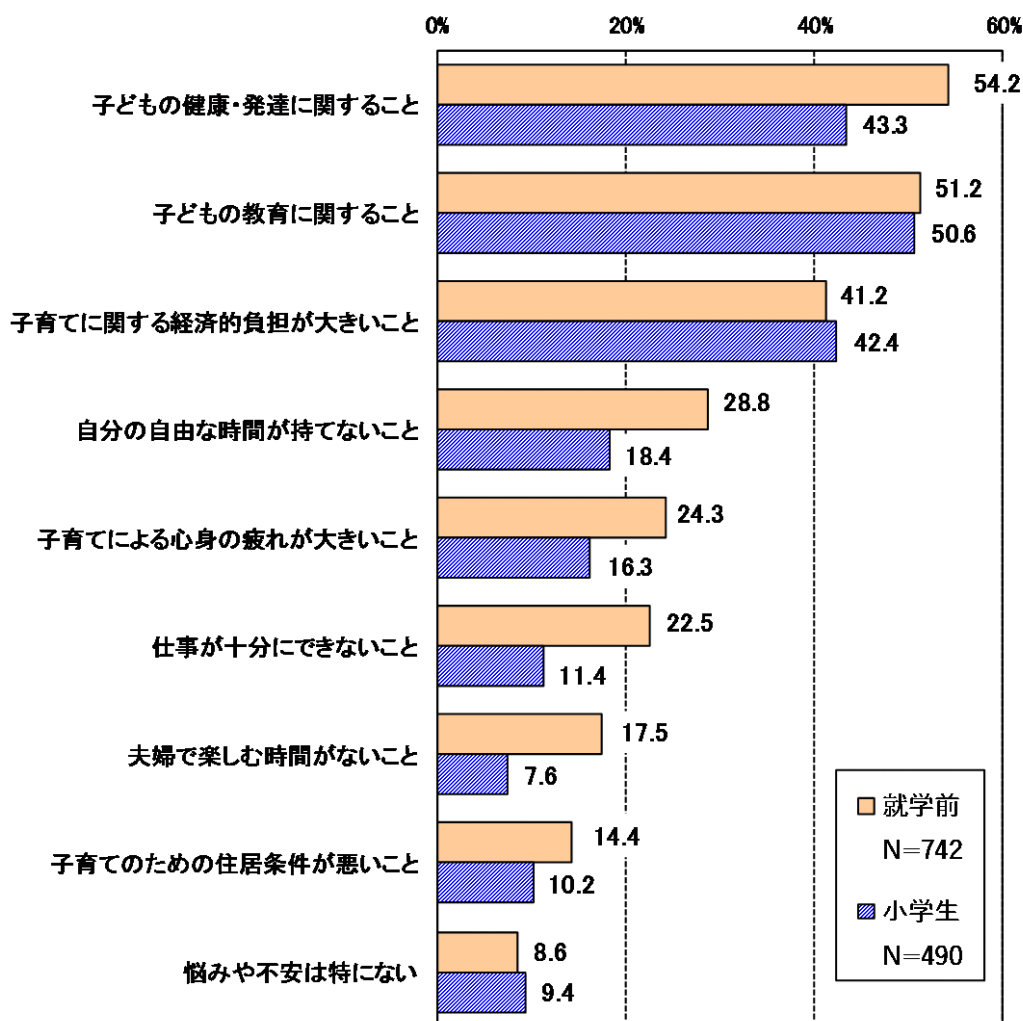
資料：アンケート調査結果

5 アンケート調査結果に見る子育て支援ニーズ

(1) 子育てをする上での悩みや不安

子育てをする上での悩みや不安については、就学前児童、小学生の保護者ともに、「子どもの健康・発達に関すること」「子どもの教育に関すること」「子育てに関する経済的負担が大きいこと」などが上位にあがっています。

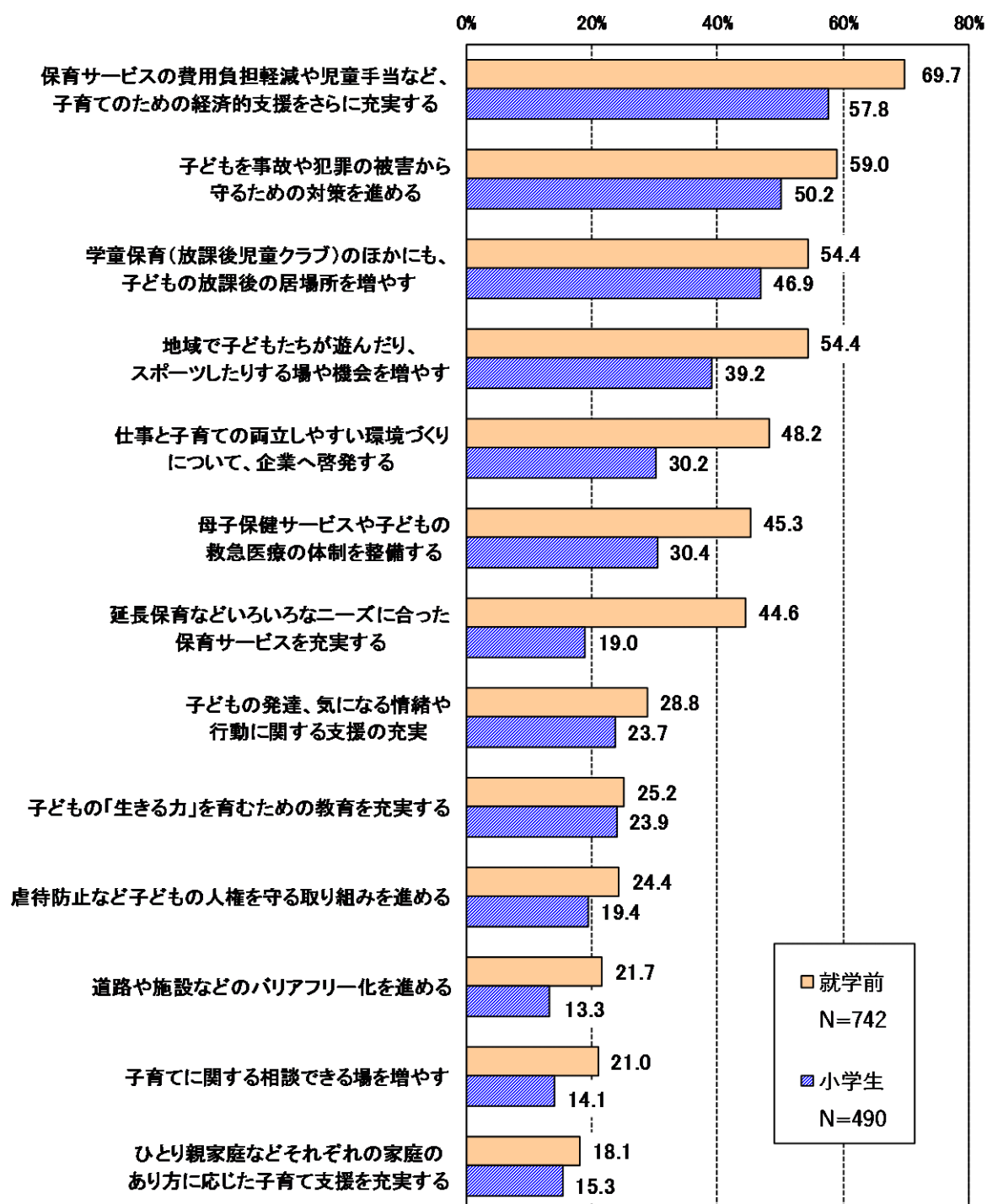
■子育てに関する悩みや不安



(2) 子どもを健やかに生み育てるために市に期待すること

市に期待する子育て支援施策としては、就学前児童、小学生の保護者ともに、「保育サービスの費用負担軽減や児童手当など、子育てのための経済的支援をさらに充実する」「子どもを事故や犯罪の被害から守るための対策を進める」、「学童保育（放課後児童クラブ）のほかにも、子どもの放課後の居場所を増やす」などが上位にあがっています。

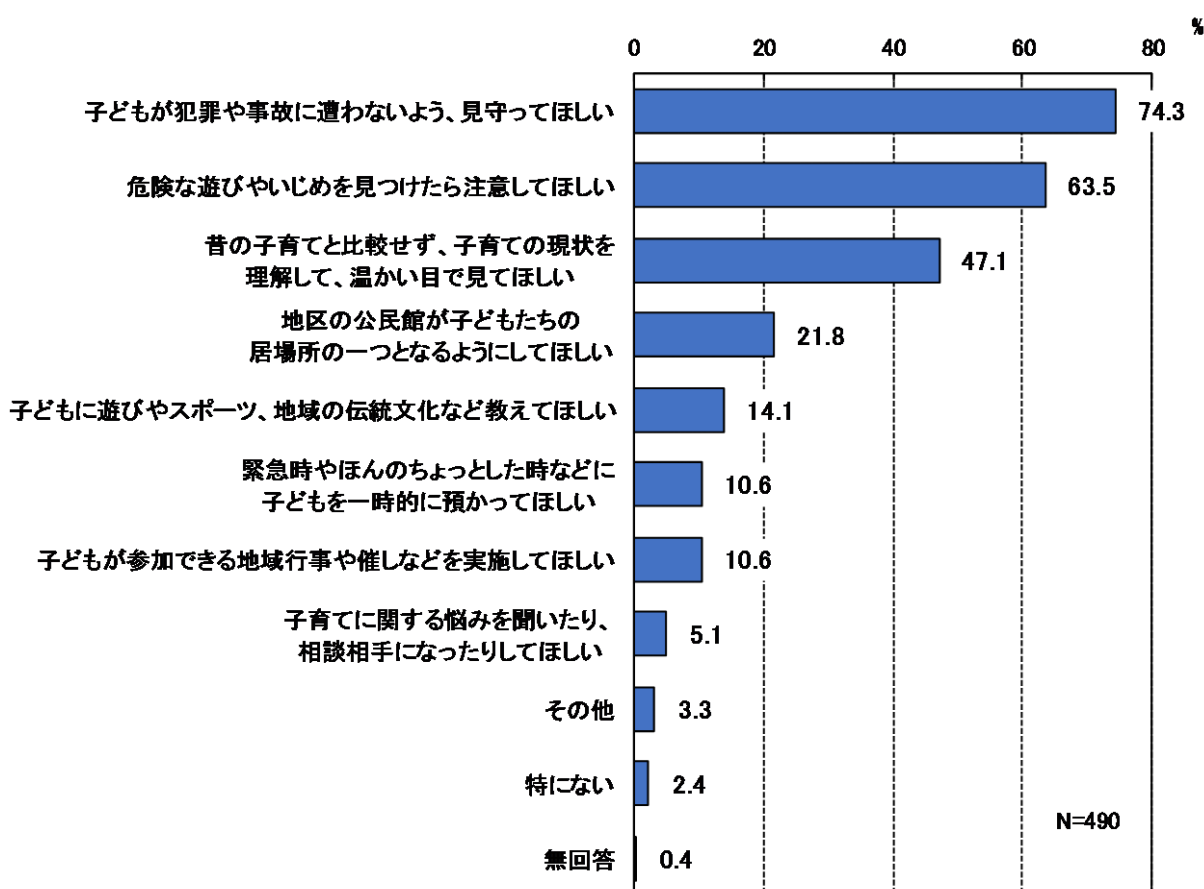
■子どもを健やかに生み育てるために市に期待すること（上位13項目抜粋）



(3) 子育て支援として、身近な地域の人に期待すること

子育てをする上で身近な地域の人に望むこととしては、「子どもが犯罪や事故に遭わないよう、見守ってほしい」(74.3%)が最も多く、以下、「危険な遊びやいじめを見つけたら注意してほしい」(63.5%)、「昔の子育てと比較せず、子育ての現状を理解して、温かい目で見えてほしい」(47.1%)と続いています。

■子育て支援として、身近な地域の人に期待すること（小学生の保護者）





第3章

次世代育成支援施策の展開

基本目標Ⅰ 子どもが健やかに 成長できるまちづくり

私たちは、子どもが健やかに成長できるまちをつくります。
そのために必要なこととして、次の4点を掲げました。

1. 子どもの権利が大切にされる環境の充実
2. 子どもの健やかな育ちを支える環境の充実
3. 学校教育等の充実
4. 配慮を必要とする子どもへの支援

1 子どもが権利が大切にされる環境の充実

(1) 現状と課題

今日の少子高齢化や小家族化の進行、情報化の進展による価値観の多様化といった状況は、子どもを取り巻く環境にも大きな影響を与え、様々な課題を生み出しています。中でも、子どもの人権にかかわる乳幼児期からの虐待や学校におけるいじめや不登校などの問題が増加しているという全国的な実態があります。

子どもの最善の利益を守り、健やかな発達と子ども独自の権利を擁護することが合意された「児童の権利に関する条約」を現実のものとしていくには、家庭での子育て及びそれを支える地域社会、さらには保育園・認定こども園等での保育、学校における教育、これらが連携しながら、子どもの人権を守り、夢や希望をもって過ごせる環境をつくっていくことが重要であると同時に、大きな課題ともなっています。

特に、子どもの最も重要な人権である生命・身体的自由をおびやかす虐待については、通報義務に関する市民への啓発や、早期発見・早期対応・未然防止のためのさらなる取り組みが必要であり、家庭内や地域で孤立した子育てにならないように相談機関の充実と、総合的に子育て支援ができるシステムの構築を進めることが重要です。

また、大人が子どもを守っていくことも必要ですが、学校や家庭、地域が一体となって、子どもの権利を守る毅然とした姿勢を示し、自分で自分の身を守り、はっきり意思表示できる力を養うことも大切です。

(2) 本市の今後の取り組み

1. 児童虐待防止等に向けた体制の充実

主管：子育て支援課

子育てに関する相談については、乳幼児期や学齢期など、各年代に対応した相談体制を整備し、育児不安の軽減及び養育環境の改善等を支援します。

また、児童虐待及びDV（ドメスティックバイオレンス）に対して、医療・保健・福祉・教育・警察・民間団体等、関係機関と連携して対応するため、要保護児童対策及びDV防止対策地域協議会による会議等を実施し、児童虐待等の予防及び早期発見に努めます。

関連事業及び取組内容	
事業名：宇城市要保護児童対策及びDV防止対策地域協議会	
関係機関と連携を図る要保護児童等対策地域協議会の代表者会議及び実務者会議を開催。また、必要に応じて個別ケース検討会議を開催し、情報共有や支援策の検討を行っている。	
事業名：宇城市子ども家庭総合支援拠点事業	
市内に所在するすべての子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に相談等の子ども家庭支援全般に係る業務のほか、要保護児童等及び特定妊婦等への支援業務、関係機関との連携調整などの業務を担う。	
事業名：こども相談室（家庭児童相談、子育て相談）	
家庭児童相談員及び子育て支援コーディネーターが、児童に関する相談に対し、助言・指導及び適切な情報提供等の支援を行っている。また、必要に応じて専門的な機関を紹介し、関係機関と連携しながら幅広く子育て支援を行っている。	

2. 「児童の権利に関する条約」の普及促進

主管：教育総務課

子どもの健全な成長を保障するためには、子どもを権利の主体としてとらえることが重要であり、「児童の権利に関する条約」の理念・内容の普及に努め、市民意識の高揚を図ります。

また、学校においては、児童会や生徒会で児童生徒の意見を集約し、その意見を取り入れ、児童生徒自ら発表する場を設けます。

3. いじめの解消・解決

主管：生涯学習課

児童生徒一人ひとりを大切にする心の教育を実践するとともに、いじめは絶対許さない、いじめのサインを見逃さない、日頃から望ましい人間関係をつくっておく等の共通理解を教職員全員がもち、保護者やスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーといった第三者機関と密に連携し、いじめの解消・解決を図ります。

4. スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの充実

主管：教育総務課

生徒の思春期における様々な心の問題にも対応できるスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーを配置し、支援体制の充実を図ります。

5. 不登校、不登級児童生徒への対応の充実

主管：教育総務課

適応指導教室における継続的な適応指導や、様々な体験活動を通じた指導等により、不登校及び不登級児童・生徒の学校及び学級復帰のための支援や教育相談の充実を図ります。また、家庭に引きこもっている不登校児童・生徒に対しては、教育相談や生活指導、学習指導の充実を図り、適応指導教室への通室や学校復帰を支援します。

関連事業及び取組内容	
事業名：適応指導教室「宇城っ子ネット」	
不登校、不登級の状態にある子どもに対して、個別に学習、生活の場を提供し、対人関係や集団生活への適応を高め、関係者と連携を保ちながら、学校や学級生活への復帰を促す。	
事業名：教育相談事業	
心理的な要因やいじめ等により、不登校の状態又は傾向にある子どもに対し、「教育相談員」を配置し、相談活動等を行うことにより、学校復帰を支援し、子どもの社会的自立に資することを目的とする。 ※教育相談員関連業務：適応指導教室・不登校対策・特別支援教育	

6. 道徳教育の充実

主管：教育総務課

「自分で課題を見つける力」、「自ら学び、自ら考える力」、「意欲をもって活動し、よりよく問題を解決できる力」等の「生きる力」を育むために、道徳教育、福祉教育、人権教育などの充実による実践力の育成を図ります。

さらに、道徳の教科化にともない、「熊本の心」などの教材を活用し、一人一人が多角的に考え、判断し、適切に行動するための資質・能力を身につけられるよう教育内容の充実を図ります。

2 子どもの健やかな育ちを支える環境の充実

(1) 現状と課題

子どもが健やかに育つためには、望ましい生活習慣を身に付けることが大切です。乳幼児期から「運動（外遊び）」「食事」「睡眠」のバランスと生活リズムを整えることで、子どもの発育を促すとともに、正しい食事のとり方や望ましい食習慣の定着、さらには食を通じた豊かな人間性の形成を目指すためにも、食育の推進が重要となっています。

また、子どもの健やかな育ちにとって脅威となる病気や事故に対して、親や周囲の人は、常に子どもの状態や環境を考慮して、その予防対策を行う必要があります。市では、乳幼児健康診査や発達相談、健康教育、保健指導、予防接種、さらには乳幼児期の事故防止の啓発等、各種母子保健事業の充実に努めています。

さらに、子どもの健やかな育ちを支えるにあたっては、豊かな人間性や社会性を育むといった視点も重要です。ボランティア活動などの社会奉仕体験活動や自然体験をはじめ、様々な体験活動を行うことは、子どもたちが豊かな人間性や社会性を育む上で極めて重要です。近年、都市化の急速な進展や少子化、家庭や地域の教育力の低下などにより不足しがちな子どもの生活体験・自然体験の機会を家庭や地域、学校で意図的・計画的に提供する必要があります。

また、携帯電話やスマートフォンなどインターネットを活用した情報送受信機器の普及により、有害サイトへのアクセスに伴う危険のほか、その長時間利用による健康被害が懸念されています。IT時代に生きる子どもたちにとって、インターネットの利便性を享受することは不可欠ですが、子どもたちがそこに潜む危険性を十分認識し、その利用には自己責任が伴うことを学ぶことが重要です。

(2) 本市の今後の取り組み

1. 食育の推進

主管：健康づくり推進課

心身の健康の増進と豊かな人間形成のために、子どもが「さしより野菜」をはじめとする食に関する知識を習得するとともに、食を選択し、野菜を食べることを習慣化できるような啓発に取り組みます。また、食育推進計画に基づき、

関係機関等と連携しながら、子どもたちのライフステージに応じた食育、及び保護者世代に対しての食育推進にも力を注ぎます。

関連事業及び取組内容	現 状 値 (平成 30 年度)	目 標 値 (令和 6 年度)
事業名：「栄養指導」	朝食を毎日食べる 3 歳児の割合 90.7%	朝食を毎日食べる 3 歳児の割合 97%
母子健康手帳交付、各乳幼児健診、離乳食教室などで栄養指導を行う。		

2. 乳幼児健康診査の充実

主管：健康づくり推進課

各種乳幼児健康診査の充実を図るとともに、健康診査の結果や未受診児の状況把握に努めながら、支援が必要な場合は適切な援助を行います。

関連事業及び取組内容	現 状 値 (平成 30 年度)	目 標 値 (令和 6 年度)
事業名：「乳幼児健康診査」	乳幼児健康診査の 受診率 →(4 カ月児)98.7% →(7 カ月児)99.6% →(1 歳 6 カ月児)97.4% →(3 歳児)98.2%	乳幼児健康診査の 受診率 →(4 カ月児)100% →(7 カ月児)100% →(1 歳 6 カ月児)100% →(3 歳児)100%
乳幼児の健やかな発育の確認と母親の育児不安の支援のため、4 か月、7 か月、1 歳 6 か月、3 歳児の健診を行う。		

3. 予防接種の推進

主管：健康づくり推進課

すべての子どもが正しい知識のもと、安全に計画的に予防接種を受けられるよう各種健康診査や健康相談等により、予防接種の意義や重要性、受け方などについて正確な情報を提供します。

また、法改正に伴う変更については、適切な時期に広報や個人通知により情報提供していきます。

4. 歯の健康づくりの充実

主管：健康づくり推進課

各種歯科健康診査時のフッ素塗布や保育施設及び小中学校でのフッ化物洗口を実施することにより、歯質面の強化を図るとともに、健康診査時や保育施設及び小中学校での学校歯科医等によるブラッシング指導や健康教室を通し、むし歯予防の知識の普及とブラッシングの習慣化に向け歯の健康づくりを支援します。

関連事業及び取組内容	現 状 値 (平成 29.30 年度)	目 標 値 (令和 6 年度)
事業名： 歯科保健事業 1 歳半、2 歳、3 歳児で歯科健診及びフッ素塗布、歯科衛生士による歯科指導を行う。 市内保育園・認定こども園等に通う年中児、年長児に対し、フッ化物洗口を行う。	・3 歳児健診におけるむし歯有病者率 20.5% (平成 29 年度) ・むし歯有病者率(永久歯) 小 5 年→14.7% 中 3 年→36.0% (平成 30 年度)	・3 歳健診におけるむし歯有病者率 15.0% ・むし歯有病者率(永久歯) 小 5 年→12.0% 中 3 年→33.0%
関連事業及び取組内容		
事業名： 熊本県むし歯予防対策事業(宇城市小中学校フッ化物洗口事業) 子どものむし歯予防対策として、「フッ化物洗口」を小中学校の児童生徒に対し、実施することにより、歯質を強化し、むし歯を減少させることを目的とする。		

5. 乳幼児期の事故防止に関する啓発

主管：健康づくり推進課

乳幼児健康診査等の場を通じて、誤飲、転落、転倒、やけど等、子どもの事故防止のための啓発等の取り組みを進めます。

6. 疾病や障がいの早期発見・早期治療・早期療育の推進

主管：健康づくり推進課

医療機関との連携を図り、先天性代謝異常検査、各種乳幼児健康診査、発達相談等により、疾病や障がいの早期発見・早期治療に努めます。また、宇城地域療育センター、熊本県発達障害者支援センター、障がい児等相談支援事業所等の各関係機関との連携を図り早期療育に努めるとともに、各担当課と連携を図りながら療育中断しないよう支援していきます。

関連事業及び取組内容
事業名： 宇城地域療育センター事業 障がいのある子どもを持つ保護者等に対し、子どもの療育に関する悩みや不安の軽減を図るため、訪問支援・外来支援・施設支援を行う。 ※令和3年度より「障害児等療育支援事業」へ移行予定

7. 小児救急医療体制の充実

主管：健康づくり推進課

医師会等の協力により、いつでも小児科専門医の診察が受けられるよう、休日、夜間救急医療体制の充実を図ります。

8. 未熟児養育医療体制の充実

主管：健康づくり推進課

身体の発達が未熟なまま生まれた医療を必要とする未熟児に対し、その養育に必要な医療の給付を行います。

9. 保健センターや学校における健康診断等の推進

主管：健康づくり推進課

疾病や事故の予防・早期発見・治療のため、妊婦・乳幼児・学校での健康診断を実施します。また、学校と保健師等との連携による実施により、子どもの頃からの生活習慣病予防に取り組みます。

10. 喫煙・飲酒・薬物乱用防止

主管：健康づくり推進課

未成年者の喫煙・飲酒・薬物乱用を防止するため、それらの健康への影響について正しい情報提供と啓発を行います。

11. 外食等栄養成分表示の普及啓発

主管：健康づくり推進課

令和2年4月からの栄養成分表示の完全義務化を受けて、外食等栄養成分表示の普及啓発をいっそう促進し、消費者が普段からバランスの良い食事をとるための基準として活用できるよう啓発を図ります。

12. 応急処置法の指導・啓発

主管：防災消防課

市民が正しい応急処置法を身に付けられるよう、消防署員による出前講座を実施するなど、応急処置法の指導・啓発に努めます。

13. 子どもの遊び場、親子による交流・自然体験ができる場の提供

主管：都市整備課

公園や芝生広場など、子どもの遊び場の維持管理を図るとともに、保育園・認定こども園等における各種行事などを通じ、親子による交流・自然体験の場を提供し、親子の相互理解やふれあいを促進します。

1 4. 多様化する発達障がいに対応できる相談体制の整備

主管：教育総務課

LD（学習障害）、ADHD（注意欠如多動症）、ASD（自閉症スペクトラム）など、多様化する発達障がいに対応できる相談体制の整備を図ります。

関連事業及び取組内容
事業名：熊本県特別支援教育総合推進事業（特別支援教育取組の方向）
発達障がいを含め特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒の豊かな成長、自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行う。

1 5. 子どもの自立促進に向けた教育の充実

主管：生涯学習課

子どもが、将来、社会の一員としての責任と自覚をもって自立できるよう、家庭や地域とも連携をとりながら、「生きる力」を育む教育の充実を図ります。

関連事業及び取組内容	現 状 値 (令和元年度)	目 標 値 (令和 6 年度)
事業名：児童通学合宿	4 校実施 参加児童 65 人	5 校実施 参加児童 100 人
公民館等の施設を利用した集団合宿のメニューにボランティアを織り込む。		

1 6. ボランティア活動の普及・促進

主管：生涯学習課

子どもたちが社会性や協調性、主体性を高めるため、子ども自らが企画し実践する多様なボランティア活動を促進するとともに、特に、中学・高校・大学生が子どもたちとふれあえるボランティア活動の機会充実を図ります。

関連事業及び取組内容	現 状 値 (令和元年度)	目 標 値 (令和 6 年度)
事業名：宇城っ子のつどい	高校生 8 人 中学生 0 人	高校生 10 人 中学生 10 人
児童の野外体験活動の班別リーダーとして、児童の指導に当たる。		

関連事業及び取組内容	現 状 値 (令和元年度)	目 標 値 (令和 6 年度)
事業名： 人権フェスタ in うき	大学生 0 人 高校生 35 人	大学生 5 人 高校生 40 人
人権フェスタ運営に伴うボランティア(受付・舞台運営補助・子ども人権コーナー(園児への読み聞かせ等)・会場準備・後片付けなど)に当たる。		

17. 余暇活動の推進

主管：生涯学習課

単なる休養やストレスコントロールのための余暇活動というにとどまらず、各自の目的に応じ、自己の可能性を試し、新しい自分を発見する場としての余暇活動の推進を図ります。

関連事業及び取組内容	現 状 値 (令和元年度)	目 標 値 (令和 6 年度)
事業名：公民館講座	講座数 12 講座	講座数 50 講座
余暇活動の推進のため、講座を公民館等施設で開催する。		

18. 食に関する生涯学習の場の提供

主管：生涯学習課

思春期の健康管理と将来の生活習慣病予防等、食の重要性に鑑み、「食」に関し学び考える生涯学習の場を提供していきます。

関連事業及び取組内容	現 状 値 (令和元年度)	目 標 値 (令和 6 年度)
事業名：親子料理づくり教室等	4 地区で開催	全地区 (5 地区)で開催
青少年地区民会議家庭部会による親子や家族との料理づくり教室を開催する。		

19. 地区自治公民館活動の活性化

主管：生涯学習課

自治会活動や地区自治公民館活動においては、幅広い年齢層の人たちが集う場所です。次代を担う子どもたちの体験活動などを支援するためにも、地区自治公民館活動を積極的に支援します。

関連事業及び取組内容	現 状 値 (令和元年度)	目 標 値 (令和 6 年度)
事業名： 自治公民館長研修会	参加者数 56 人	参加者数 100 人
地区自治公民館を拠点とした地域交流を推進するため、館長研修を開催する。		

20. 情報機器に対応する使用ルールづくりの普及啓発

主管：生涯学習課

「ケイタイ」、「スマートフォン」、「タブレット」などインターネットを活用した情報送受信機器などによる被害を防止するため、使用する側の危機意識と、情報を発信する場合の管理意識について、常識的な判断と道徳性を重視した内容の提供ができるよう、PTAとともに「くまもと携帯電話・スマートフォンの利用5か条」等を活用した使用ルールづくりの普及啓発を推進します。

21. 地域文化の伝承

主管：文化課

地域に昔から伝わる遊びや行事、伝統芸能・技術などを子どもたちに継承し、郷土愛を育むため、地域の関係者や団体と連携して、子どもたちが体験できる機会の充実を図ります。

関連事業及び取組内容	現 状 値 (令和元年度)	目 標 値 (令和 6 年度)
事業名： 伝統文化芸能まつり	伝統文化 芸能団体 7 団体参加	伝統文化 芸能団体 8 団体参加
宇城市の宝である地域の伝統芸能を取り巻く環境は厳しいものであり、各地で伝承されてきた民俗芸能を確実に継承していくために伝統文化芸能まつりを開催する。	地域に伝わる 民俗芸能 0 団体参加	地域に伝わる 民俗芸能 1 団体参加

3 学校教育等の充実

(1) 現状と課題

子どもがいきいきと育つためには、子どもの生活の大きな部分を占める学校生活が充実したものでなくてはなりません。

確かな学力を身に付けるための教育内容の充実はもちろんのこと、集団生活に伴う様々な規律の中で、子ども自らが考え、判断し、行動できる自主性を重視した、楽しく学べる学校づくりを保護者や地域社会とともに考える必要があります。

また、子どもが思春期になれば、過度のダイエットや夜更かしといった日常生活上のことだけでなく、喫煙や飲酒、性に関する問題行動が現れることもあります。また、薬物乱用は一般市民にも広がりを見せており、従来に比べると、子どもたちが薬物に接する危険性は高まっていると言えます。

本市でも、現在学校教育の中で、生命を大切にする教育や子どもの発達段階に応じた性教育、健康教育を行っていますが、子どもたちが健やかに思春期をおくれるよう、その充実を図るとともに、学校、家庭、地域が一体となって子どもを見守ることが大切です。

(2) 本市の今後の取り組み

1. 教育内容の充実

主管：教育総務課

児童・生徒の学力の実態を把握し、その結果を学習指導の工夫・改善に生かし、きめ細かな指導を行うことにより、児童・生徒の確かな学力の向上を図ります。

関連事業及び取組内容	
事業名：小中一貫教育の推進	
中学校区ごとに小中学校が一貫教育を行うことで、目指す子供増を共有し、9年間を通じた教育課程を編成し、系統的な教育を目指す。	

関連事業及び取組内容
事業名：タブレット等を活用した ICT 教育の推進 小中学校統一した学習・授業支援ソフトを導入し、効果的かつ効率的な活用を図る。 特に、中学校は 1 人 1 台のタブレットPCをさらに活用するため、ドリルソフトを導入し、基礎学力の向上と家庭学習の定着を支援する。 また、電子黒板やデジタル教科書を活用し、学習環境の整備に努める。
事業名：英語4技能検定 (GTEC) の導入 児童生徒の英語力の可視化とエビデンスに基づいた英語教育の推進を図るため、英語4技能検定 (GTEC) を小学 5 年～中学 3 年で実施する。

2. 社会体験的な学習機会の拡充

主管：教育総務課

国際理解、情報、環境、福祉・健康等の今日的課題について、体験的な学習機会を拡充するなど、「生きる力」の育成を図ります。

3. 学校図書館の充実と活用の促進

主管：教育総務課

学校では、読み聞かせや本の紹介などにより、児童・生徒の興味・関心を喚起し、読書習慣の形成を目指すとともに、学校図書館等の積極的な活用を促し、読書活動の質・量の充実を図ります。また、ゆとりのある快適な読書スペースの確保など学校図書館等の環境を整備するとともに、各学校における読書環境の整備に努めます。

関連事業及び取組内容
事業名：学校図書館図書購入 学校図書館積極的な利活用を促し、読書活動の充実に向け、学校規模に応じた冊数の確保を図るため、図書等購入を継続的に行う。

4. 児童会や生徒会活動等の充実

主管：教育総務課

児童・生徒が相互に協力し、よりよい学校生活を築く自主的・実践的な態度を育成するため、全小・中学校において児童会・生徒会や各種委員会活動に適切な時間数を充て、児童会・生徒会活動等の充実を図ります。

5. 子ども一人ひとりに応じたきめ細かな指導の充実

主管：教育総務課

子どもが、社会の変化の中で主体的に生きていくため、知識・技能はもとより、学ぶ意欲、思考力、表現力、問題解決能力等まで含めた確かな学力を身に付けることができるよう、以下の項目の充実に努めます。

- ・教職員や保育者の研修の実施
- ・少人数指導やチーム・ティーチングの実施
- ・子どもの視点に立った生徒指導や進路指導の実施

6. ゲストティーチャーの活用による学校教育の活性化

主管：教育総務課

学校という枠を越えて、子どもたちが積極的に人と関わりを持つことにより、視野を広げ、自分の生き方を幅広く深く考えるきっかけとなるよう、引き続き外部講師の積極的な招聘に努めます。さらに、就学前の保育園・認定こども園等や子育てサークル活動などにも、外部講師を招くよう、働きかけていきます。

7. 安全で安心な学校施設の整備

主管：教育総務課

学校施設は、児童・生徒が一日の大半を過ごす生活の場であり、快適な環境のもと学習することができるよう、学校間のバランスも考慮して計画的な整備を行います。

関連事業及び取組内容	
事業名：老朽化した校舎等の建替え及び大規模改修事業の実施	
(1) 松橋中学校屋内運動場建替え事業 (2) 不知火小学校校舎建替え事業 (3) 小川中学校校舎建替え事業	
事業名：トイレ改修事業の実施	
衛生環境の向上及び防災機能の強化を図るため、学校トイレの洋式化と多目的トイレの整備を行う。	

8. 保育園・認定こども園等と小・中学校との連携

主管：教育総務課

保育園・認定こども園等と小学校・中学校の連携を密にし、相互の課題について共通理解を深めることで、進級・進学時の円滑な移行を図ります。

また、中学校区ごとに、幼保小中連携プログラムを作成し、小1プロブレム・中1ギャップ等の解消に努めます。

9. 子どもの職業体験機会の充実

主管：教育総務課

子どもたちが就労観を高め、仕事の大切さを体感できるよう、地域の理解を求めながら様々な職業体験の機会の確保に努めます。

10. 交流学习等の推進

主管：教育総務課

障がいのある児童・生徒と障がいのない児童・生徒との交流学习や共同学習を積極的に推進し、その相互理解を促進します。

11. 性感染症の情報提供と予防の啓発

主管：教育総務課

性感染症（性的接触によって感染する病気）の危険性や感染の実態に関する情報提供と感染予防の啓発に努めます。さらに、インターネット上の有害情報やリベンジポルノなどの性的被害から子どもを守るため、子どものメディアへの過度な依存による弊害について啓発し、情報モラル教育の充実を図ります。

12. 健康診断・体力測定結果の活用

主管：教育総務課

子ども自ら、自己の身体や健康の状態を把握・確認しながら健康管理ができるよう、健康診断・体力測定結果の活用を図ります。

13. 性教育等の充実

主管：教育総務課

小学校では、発達段階に応じた指導計画を立案し、体育科や総合的な学習の時間の中で、生命の大切さ・尊さを理解する教育を実践し、自他の生命の大切さに気づき、適切な行動がとれるよう指導の充実を図ります。

また、中学校・高等学校では、保健体育科・家庭科や保健師等による出前講座で、子どもたちが人間の性に対する基礎的・基本的なことを正しく理解するために、自己の性に対する認識をより確かにするとともに、望まない妊娠や性感染症を防ぐための正しい知識の習得など、性教育の充実を図ります。

さらに、インターネット上の有害情報やリベンジポルノなどの性的被害から子どもを守るため、子どものメディアへの過度な依存による弊害について啓発し、情報モラル教育の充実を図ります。

1 4. 命の大切さや家庭の役割などについての理解

主管：教育総務課

女性の社会進出・男性の育児参画や男女協働のパートナーシップによる夫婦の連携の大切さや性を理解できる教育内容の充実を図ります。

1 5. 小・中学生と乳幼児のふれあい体験

主管：教育総務課

小・中学生が、子どもを生み育てることの意義を理解し、子どもや家庭の大切さを理解するために、乳幼児健診や保育園・認定こども園等の場を活用し、乳幼児とふれあう機会を広げます。

1 6. 健康教育の充実

主管：教育総務課

子どもたちが薬物乱用防止や命の大切さ、性を尊重する正しい知識などを身につけられるよう健康教育を推進します。また、自らの問題として受け止められるように、身近な事例を取り入れるなど、生涯にわたる心身の健康保持・増進に必要な知識や、適切な生活習慣等を十分理解できるよう教育内容の充実を図ります。

小学校の体育科、中学校の保健体育科における保健学習や関連教科、学級活動・ホームルーム活動を中心とした保健指導を充実させ、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎を培うとともに、薬物乱用・飲酒喫煙防止教育等、小学校からの段階的な健康教育の充実を図ります。

1 7. 児童生徒のスポーツ環境の充実

主管：スポーツ振興課

小学校運動部活動が社会体育へ移行されたことに伴い、地域や学校及び家庭との連携を深め、資質能力の高いスポーツ指導者のもと、児童のスポーツ活動や中学校部活動等のスポーツ活動を充実させるとともに、地域や学校におけるスポーツ環境全般の充実を図ります。

関連事業及び取組内容	
事業名：宇城市学童スポーツクラブ設立・運営安定化支援補助金	
	学童スポーツクラブの円滑な運営及びクラブ員の心身の健全な育成を図ることに 対し補助を行う。
事業名：学童スポーツクラブの体育大会等参加費用補助金	
	大会出場の際に、大会規模に応じた補助を行う。
事業名：中学校部活動補助金	
	中学校部活動の運営及び心身の健全な育成のため補助を行う。
事業名：中学校部活動大会出場補助金	
	中学校部活動の大会出場の際に、大会規模に応じた補助を行う。

4 配慮を必要とする子どもへの支援

(1) 現状と課題

様々な事情により配慮の必要性が高い全ての子どもに対して、家族はもとより、地域や行政を含む全ての人や機関が手を差し伸べ支えることが大切です。

心身の障がいにより、日常生活や社会活動で多くの制約を受けている子どもについては、ノーマライゼーション※の理念の下、家庭や地域で安心して暮らせる地域共生社会づくりを行うことでその制約を少しずつでも取り除いていくことが大切です。そのためには、公的サービスの充実もさることながら、市民一人一人が障がいに対する理解を深め、地域の障がい児や障がい児のいる家庭を温かく見守っていくことが必要となります。障がいがあるために、他の様々な能力を発揮する機会が妨げられることのないよう、療育・教育指導体制が確立されなければなりません。

また、LD（学習障害）、ADHD（注意欠如多動症）、ASD（自閉症スペクトラム）など、対象となる児童生徒が増加傾向にあり、また、対象となる種別が多様化・複雑化している状況を踏まえ、それらに対応できる体制を整える必要があります。

※障がい者や高齢者など社会的に不利を受けやすい人々が、社会の中で他の人々と同じように生活し活動することが社会の本来あるべき姿であるという考え方

(2) 本市の今後の取り組み

1. 放課後児童クラブ（学童保育所）における障がい児の受入の充実

主管：子育て支援課

地域の放課後児童クラブにおいても障がい児の受け入れができるように、要望に応じた施設改修・支援員研修会等の実施等受入体制を充実していきます。

2. 障がい児保育等の充実

主管：保育園課

障がいのある子どもが、生まれ育った地域の保育園・認定こども園等で教育・保育が受けられるよう、可能な限り保護者の望む保育園や認定こども園等での受け入れを行うとともに、子どもの状況把握に努め、個々に応じた支援ができるよう環境を整備します。

3. 療育体制の整備・充実

主管：社会福祉課

障がいの早期発見から早期療育への迅速な対応を図り、障がい児ができるだけ早い段階で適切な支援を受けられるよう、医療、教育、保育、福祉等の障がい児に関わる各関係機関との情報の共有化や連携を図りながら、療育体制を整備します。

4. 障がい児理解のための啓発

主管：社会福祉課

障がい児や障がい児のいる家庭を暖かく見守り、支援するための地域づくりを実現するため、多様化する障がいと障がい児に対する理解を深めるための啓発を行います。

5. 在宅心身障がい児に対する支援の充実

主管：社会福祉課

心身障がい児に対するホームヘルプサービス、デイサービス、ショートステイ等在宅福祉サービスの充実及び相談支援事業の充実を図ります。

関連事業及び取組内容
事業名： 日中一時支援事業 障害児タイムケアサービス事業 障がい者等の日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労支援及び日常介護している家族の一時的な負担軽減を図る。

6. 障がい児とその家族に対する支援

主管：社会福祉課

心身障がい児やその監護者、養育者に対し、各種手当の支給、医療費の助成を行うとともに、補装具の交付・修理、日常生活用具の給付を通じて生活支援を行います。

また、相談支援ファイル「よかところファイル」を活用することで、保護者や関係者が連携し、生涯にわたって一貫した支援を行います。

関連事業及び取組内容
事業名：相談支援ファイル「よかとこファイル」の活用
子どものことを知ってほしい時に、関係者（医療・保健・福祉・労働・保育、教育関係者等）に見せ、情報を共有するのに活用し役立てていただくため、保護者にお渡しする。

7. 障がい児教育の充実

主管：教育総務課

障がい児一人ひとりの状態に応じたきめ細かな対応ができるよう、関係機関や関係者との連携を深め、適切な教育的支援を行います。また、特別支援学級担当者の研修等を一層充実させ、LD（学習障害）、ADHD（注意欠如多動症）、ASD（自閉症スペクトラム）など、障がい種別の多様化や質的な複雑化に対応できる体制を充実させるとともに、全教職員に対して障がい児教育に関する学習会・研修会等への参加を促進します。

関連事業及び取組内容
事業名：研修実施
市内幼稚園、保育所、小中学校、高校のコーディネーターを始めとする特別支援教育に関わる担当者への知識の向上を図るための研修等の実施

8. 障がい児に対する教育支援体制の整備

主管：教育総務課

学校における特別支援学級の設置充実を図ります。また、特別支援教育に携わる教員などの資質向上を図ります。

9. 障がい児の療育・教育相談・就学指導体制の充実

主管：教育総務課

多様な教育相談に対応できる体制を整えとともに、個々の実態に即して就学を進めるため、本人、保護者の意向を尊重しながら就学指導に努めます。

関連事業及び取組内容
事業名：宇城地域特別支援連携協議会（教育相談会）
特別な教育的支援が必要な幼児児童生徒の育児や就学・進学、学習等について、必要な支援を行うため、個々の子どもの教育的ニーズに応じて、保護者・保育士・教員等に対し専門的な助言を行う。

10. 障がい児の療育・教育相談・就学指導に関する広報の充実

主管：教育総務課

障がい児を抱える保護者の精神的な不安を緩和し、できる限り早い時期に相談を受けられるよう、障がい児に関わる療育・教育相談や就学指導等について分かりやすく説明したパンフレット等を作成、配布し周知に努めます。

関連事業及び取組内容

事業名：宇城市特別支援教育総合推進事業

宇城市における特別支援教育を一層推進するため、宇城市特別支援教育連携協議会を設置し、教育・医療・保健・福祉・労働等の関係機関と連携を図り、宇城市及び各地区における支援体制を構築するとともに、特別支援教育に係る教員等の専門性の向上と関係者への理解・啓発を図る。

基本目標Ⅱ 安心して子どもを 生み育てられるまちづくり

私たちは、安心して子どもを生み育てられるまちをつくります。
そのために必要なこととして、次の4点を掲げました。

1. 安心して妊娠・出産できる環境の充実
2. 子育て家庭に対する相談・情報提供の充実
3. 安心して子どもを預けられる環境の充実
4. 子育て家庭に対する経済的な支援

1 安心して妊娠・出産できる環境の充実

(1) 現状と課題

妊娠中の母体および胎児の健康と、安全な出産を確保するためには、正しい知識や情報に基づいた妊娠初期からの健康管理と、家族、職場、地域の理解と協力によるサポート体制が求められています。

近年、早産、低出生体重児が増加した要因として、歯周疾患、喫煙、飲酒、妊娠中の高血圧の生活習慣関連要因に加え、スリム体型重視型の母親が増えたことによる不適切な体重増加などが指摘されています。また、胎児期から乳幼児期に至る栄養環境が将来の生活習慣病の発症リスクに影響することが指摘されており、低出生体重児の割合を減少させることで将来、子どもが成人を迎える時期の生活習慣病を予防することにつながります。加えて、妊娠中の高血圧や糖尿病等は、将来、母親自身の生活習慣病を引き起こす可能性を高くします。

妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩み事に円滑に対応するため、宇城市子育て世代包括支援センター（母子保健型）において、専門的な見地から相談支援等を実施し、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援体制を構築していく必要があります。

(2) 本市の今後の取り組み

1. 妊娠・出産に関する正しい知識の普及・啓発

主管：健康づくり推進課

妊娠期から夫婦とともに協力しあいながら妊娠中を順調に過ごし、安心して出産に望めるよう、妊娠・出産に関する正しい知識の普及・啓発を行います。

関連事業及び取組内容	現 状 値 (平成 30 年度)	目 標 値 (令和 6 年度)
事業名： 妊婦保健指導	・妊娠中に喫煙する人の割合→2.7% ・妊娠中に家族が喫煙している人の割合→52.5% ・妊娠中に飲酒する人の割合→0%	・妊娠中に喫煙する人の割合→0% ・妊娠中に家族が喫煙している人の割合→40% ・妊娠中に飲酒する人の割合→0%
妊婦に対し、妊娠・出産に対する正しい知識の普及・啓発を行う。		

2. 母子健康手帳の早期交付

主管：健康づくり推進課

妊娠 11 週までに母子健康手帳の交付と面接相談を行えるよう、早期の妊娠届提出の呼びかけや、妊娠期から母子保健・育児に関する相談対応を行います。

関連事業及び取組内容	現 状 値 (平成 30 年度)	目 標 値 (令和 6 年度)
事業名： 妊婦保健指導	妊娠 11 週以下での妊娠の届け出率→94.6%、 母子健康手帳交付数 404	妊娠 11 週以下での妊娠の届け出率→98%、 母子健康手帳交付数 400
母子健康手帳交付等において、全妊婦に対し、保健指導(個別相談)を行う。		

3. 妊産婦訪問指導の充実

主管：健康づくり推進課

既往妊娠時に異常のあった妊産婦等、個別の支援を要するハイリスク妊産婦や出産に不安を抱いている妊婦に対する訪問指導を充実し、安全・安心な妊娠・出産の確保を図ります。

関連事業及び取組内容	現 状 値 (平成 30 年度)	目 標 値 (令和 6 年度)
事業名： 妊婦訪問指導	①低出生体重児(2500g未満)の割合→8.2% ②極低出生体重児(1500g未満)の割合→1.3% ③乳児死亡→0 人(平成 29 年)	①低出生体重児(2500g未満)の割合→5.0% ②極低出生体重児(1500g未満)の割合→0% ③乳児死亡→0 人
妊婦に対し、妊娠・出産に対する正しい知識の普及・啓発を行う。(母子保健における評価指標)		

4. 喫煙についての知識の普及と禁煙・分煙の推進

主管：健康づくり推進課

妊産婦相談等で喫煙についての知識の普及を図るとともに、妊娠・授乳期にかけての家族の禁煙と周囲の人への分煙等を啓発、推進します。

5. 特定不妊治療に対する助成制度の広報

主管：健康づくり推進課

体外受精及び顕微授精の特定不妊治療にかかる県の費用助成制度の広報に努めます。

6. 一般不妊治療費助成制度の広報

主管：健康づくり推進課

不妊症の夫婦に対して、不妊治療のうち保険外診療である人工授精に要する費用助成制度の広報に努めます。

7. 早産予防対策の充実

主管：健康づくり推進課

早期出産を予防するため、妊婦に対する膣分泌物検査、歯周病検査にかかる費用助成制度の広報に努め、早産を予防し、未熟児の減少に努めます。

8. 男性の家庭生活（家事・育児等）への積極的参加の促進

主管：人権啓発課

「性別による固定的な役割分担意識解消」「男性の家事・育児等への参加」を目的とした講演会やセミナーを実施し、日頃からの男性の家庭生活への積極的参加を促進します。

2 子育て家庭に対する相談・情報提供の充実

(1) 現状と課題

核家族化の進行と地域社会の連帯感の希薄化等の社会環境の中で、子育て中の親は孤立しやすい環境にあります。万一、親が孤立したときに、どこにも相談できないという事態に陥ってしまうと、場合によっては深刻な結果を招いてしまうことになりかねません。困ったときに気軽に相談できる人や窓口をできるだけ多く確保しておくことが、子育て家庭の孤立を防ぎ、何かがあったとしても何とかできるという安心感にもつながります。

また、子育て家庭の孤立は、時に児童虐待につながる恐れがあります。虐待を未然に防止し、虐待があったとしてもできるだけ早く発見し、迅速に対応することが必要ですが、そのためにも、家庭内や地域で子育てする人が孤立しないように相談体制を一層充実させる必要があります。

さらに、安心とゆとりを持って子育てを楽しむためには、前もって子育てについて学ぶとともに、子育て支援サービス等の情報を取得し、必要に応じて子育てサービスを上手に活用することが重要です。そのためには、行政サイドからのタイムリーな情報提供はもちろんのこと、親自らも子育てに関する情報収集や子育て仲間との情報交換に努める必要があります。

(2) 本市の今後の取り組み

1. 子育てに関する相談体制の充実

主管：子育て支援課

子育てに関する相談窓口は、乳幼児期においては保健師等による母子保健事業での各種相談のほか、子育て支援コーディネーターや各地域の子育て支援センターによる相談窓口があります。また、学齢期・思春期の相談窓口として、家庭児童相談員やスクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラー等を配置するなど、各年代に対応した相談体制の充実を図ります。

関連事業及び取組内容	
事業名： こども相談室(子ども家庭総合支援拠点事業)	
家庭児童相談員及び子育て支援コーディネーターが、児童に関する相談に対し、助言・指導及び適切な情報提供等の支援を行っている。また、必要に応じて、専門的な機関を紹介し、関係機関と連携しながら、幅広く子育て支援を行っている。	

2. ホームページやガイドブック等の充実

主管：子育て支援課

子育てに関する地域の情報を広くタイムリーに提供するため、市の公式ホームページ上の子育て情報の充実を図るとともに、各種子育て支援サービスを利用するための子育てガイドブックなど、各種情報誌の充実を図ります。

3. 地域子育て支援拠点事業の実施

主管：子育て支援課

乳幼児のいる子育て中の親子に、相互に交流できる場の提供と、育児相談や情報提供、講習会等の支援を行います。市内7カ所で実施します。

※第4章「3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保」参照

4. 乳児家庭全戸訪問事業の実施

主管：子育て支援課

生後4カ月までの乳児がいる全ての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き子育て支援に関する情報提供等を行い、乳児家庭の孤立を防ぎ、乳児の健全な育成環境の確保を図ります。

※第4章「3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保」参照

5. 産後ホームヘルパー派遣事業の実施

主管：子育て支援課

産後、体調不良等により家事や育児が困難な家庭や家族等の支援を受けることができない家庭に対して、安定した養育ができるよう適切なサービス提供を図ります。

※第4章「3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保」参照

6. 親子ふれあい支援事業・親育ち支援事業の充実

主管：子育て支援課

乳幼児期に関しては、母子保健事業での保健師等による健康教育事業のほか、育児不安等の親への支援として“Nobody’s Perfect”（NP）プログラム事業や親子あそびの教室により子育て支援の充実を図ります。

また、学齢期・思春期に関しては、くまもと「親の学び」プログラム事業を実施し親同志の繋がりを作り、新たな「気づき」を得る機会の一つとして支援を行います。

関連事業及び取組内容
事業名：親子ふれあい支援事業「親子あそびの教室」 就園前の児童とその保護者を対象とした、親子ふれあい支援事業「親子あそびの教室」を実施。保育士資格を持つ子育て支援コーディネーターが、親子での遊びを通して、ひとりひとりの子どもに沿った関わり方、子どもの発達を促す丁寧な子育てについて、保護者への提供を行う。
事業名：親育て支援事業「NPプログラム」 NPプログラムを開催し、子育てに悩む母親同士の交流の場を設け、互いに悩みを相談できる関係づくりを促す。また、この事業をきっかけに自主サークルが発足した例がある。定員 10 人で週 1 回、連続 8 回の講座開催。 ※「NP プログラム」の注釈 Nobody's Perfect プログラムは、1980年代はじめにカナダで生まれた、0歳から5歳までの子どもを持つお父さんとお母さんのためのプログラムです。ファシリテーターのサポートにより、子どもの体や心の発達・子育てについてなど、参加される方々が抱えている悩みや、関心のあることについて、交流しながら自分に合った子育ての仕方を学んでいきます。

7. 児童虐待防止等に向けた体制の充実

主管：子育て支援課

子育てに関する相談については、乳幼児期や学齢期など、各年代に対応した相談体制を整備し、育児不安の軽減及び養育環境の改善等を支援します。

また、児童虐待及びDV（ドメスティックバイオレンス）に対して、医療・保健・福祉・教育・警察・民間団体等、関係機関と連携して対応するため、要保護児童対策及びDV防止対策地域協議会による会議等を実施し、児童虐待等の予防及び早期発見に努めます。

関連事業及び取組内容
事業名：宇城市要保護児童対策及びDV防止対策地域協議会 関係機関と連携を図る要保護児童等対策地域協議会の代表者会議及び実務者会議を開催。また、必要に応じて個別ケース検討会議を開催し、情報共有や支援策の検討を行っている。
事業名：宇城市子ども家庭総合支援拠点事業 市内に所在するすべての子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に相談等の子ども家庭支援全般に係る業務のほか、要保護児童等及び特定妊婦等への支援業務、関係機関との連携調整などの業務を担う。

3 安心して子どもを預けられる環境の充実

(1) 現状と課題

子育てについては、核家族化の進行と男女の固定的な役割分担意識の下で、特に母親への肉体的、精神的な負担が大きくなっています。そのため、自分の自由な時間がもてないなどの悩みが広がっています。また、冠婚葬祭などの用事でどうしても子どもを預けなければならないことも少なくありません。

このような子育ての悩みを解消し、ゆとりをもって子育てを行うためには、安心して子どもを預けられる場所が身近にあることが重要です。安易な子育ての放棄は許されませんが、子どもを預けて一時的に子育てから解放されることで育児ストレスを軽減することも可能です。祖父母をはじめとする親族に頼ることが困難な家庭については地域社会の中で、そのような場所を確保していくことが重要です。

また、子どもの預け先がないために、いろいろなイベントや行事、講座への参加をあきらめるという事態が発生しないよう、託児コーナーの設置など、主催者側にも子育て中の保護者への配慮が求められます。

(2) 本市の今後の取り組み

1. 子育て短期支援事業の実施

主管：子育て支援課

保護者が病気や事故等で一時的に家庭での児童の養育ができなくなった場合に、市外の児童福祉施設等において、生活指導や食事の提供等を行います。

※第4章「3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保」参照

2. ファミリー・サポート・センター事業の充実

主管：子育て支援課

子育て世帯の支援のため、広く事業をPRすると共に、利用者のニーズを把握し、会員の増員を図ります。

※第4章「3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保」参照

3. 行政主催のイベント等への託児コーナー設置

主管：子育て支援課

子育て中の保護者に配慮し、行政が主催するイベントや講座等には、できる限り託児コーナーを設置するよう努めます。

4. 一時預かり事業の充実

主管：保育園課

子育て家庭の多様な保育ニーズに対応するため、一時預かり事業を充実していきます。

※第4章「3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保」参照

5. 病児保育事業の実施

主管：保育園課

子育て家庭が安心して就労できるよう、自宅での保育が困難な病児や病後児を一時的に保育する病児保育事業を継続していきます。

また、熊本市と協約を結ぶことにより、熊本市内の病児保育事業も利用できる体制を継続します。

6. 休日保育事業の実施

主管：保育園課

子育て家庭が安心して就労できるよう、保育園・認定こども園等が休みの休日に保育を行う休日保育事業を継続していきます。

7. 保育園・認定こども園等入所児童の拡充

主管：保育園課

増加する保育ニーズに対応するため、既設園の利用定員の見直しと、民営化した公立保育園の施設整備を補助し、3園の利用定員拡大を行います。

また、保育の需要が特に高い松橋地域に、新たに認可保育園を設置します。

※第4章「2. 教育・保育の量の見込みと提供体制の確保」参照

4 子育て家庭に対する経済的な支援

(1) 現状と課題

令和元年 10 月から幼児教育・保育の無償化が施行されるなど、子育て家庭に対する経済的な支援は着実に進みつつあります。しかし、アンケート調査の結果によれば、市に期待する子育て支援施策として最も回答割合が高かったのは、就学前児童、小学生の保護者ともに、「保育サービスの費用負担軽減や児童手当など、子育てのための経済的支援をさらに充実する」という項目で（P24 参照）、子育てに伴う経済的負担軽減施策の充実は、なお子育て支援の重要課題の一つとなっています。

本市では、子育て家庭の経済的負担の軽減を目的として、全国一律の各種手当の支給のほか、中学 3 年生までを対象としたこども医療費助成事業や、保育園・認定こども園等の副食費無償事業等を実施していますが、今後もその継続を図る必要があります。

また、平成 26 年 8 月に国が策定した「子供の貧困対策に関する大綱」によれば、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目指すとされています。市においても、子どもの貧困問題に関する国の施策動向を注視しながら、当面はひとり親家庭に対する支援など、既存の関連事業（子どもの貧困を直接の目的としていないが、一定の効果を及ぼすもの）を引き続き着実に実施することが重要です。

(2) 本市の今後の取り組み

1. 各種手当の支給

主管：子育て支援課

児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当、障がい児福祉手当等の支給により、子育て家庭における経済的負担の軽減を図ります。

2. SNS を活用した子育て用品のリサイクル

主管：子育て支援課

LINE 等の SNS を活用し、宇城地域（宇土市・宇城市・美里町）で子育て情報専用のアカウントで、地域内の支援センターのプログラムやイベントをはじめとした、さまざまな子育てに関する情報発信を行います。

また、併せて、不要となった子育て用品を参加会員が個別にアップし、マッチングできれば最寄りの支援センター等で受け渡しできるような仕組みを構築していきます。

3. こども医療費の助成

主管：子育て支援課

こども医療費については、引き続き中学3年生までの助成を行います。

関連事業及び取組内容	
事業名：宇城市こども医療費助成事業	
こどもの疾病の早期発見を促進し、その健康保持及び健全育成並びに子育て支援を図るため、医療費の一部負担金に対し助成を行う。	

4. ひとり親家庭に対する医療費の助成

主管：子育て支援課

ひとり親家庭に対する医療費助成制度の継続実施を図ります。

関連事業及び取組内容	
事業名：宇城市ひとり親家庭等医療費助成事業	
ひとり親家庭等における父母及び児童の健康保持に助力し、経済的自立と家庭生活の安定のため医療費の一部を助成する。	

5. ひとり親家庭等の自立支援

主管：子育て支援課

母子・父子自立支援員によるひとり親家庭等の個々の状況に応じた就業相談や求人情報の提供等を行なうとともに、ひとり親家庭等の就業促進のため、教育訓練、高等職業訓練、日常生活支援、福祉資金貸付等の就業支援を継続していきます。

関連事業及び取組内容	
事業名： ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業 ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金事業 ひとり親家庭等に対する家庭生活支援員派遣事業	
	ひとり親家庭の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、その児童の福祉を増進する。

6. 保育料と副食費の無償化

主管：保育園課

令和元年 10 月からの幼児教育・保育の無償化により、保育園・認定こども園等を利用する子どもたちのうち、3歳から5歳、0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもたちの利用料を無償としています。また、要件を満たす幼稚園の預かり保育を利用する子どもたち、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業を利用する子どもたちの利用料も無償としています。

さらに、子育て家庭の経済的負担の軽減を目的として、無償化後も引き続き保護者負担とされた副食費についても、市が負担する副食費無償事業を継続していきます。

7. 保育料の補助

主管：保育園課

保育料と副食費の無償化に加え、同一世帯から2人以上の子どもが利用する場合の保育料を引き続き減免します。また、市が定める第3子に該当する場合も引き続き保育料の無償化を行い、子育て家庭の経済的負担を軽減します。

8. 生活に困窮した家庭に対する自立支援

主管：社会福祉課

生活に困窮した世帯及び関係者からの相談に応じ、個々の課題に応じた支援を行います。

関連事業及び取組内容	
事業名： 生活困窮者自立相談支援事業	
	経済的困窮をはじめとした就労活動困難、病気、住まいの不安定、家庭の課題、メンタルヘルス等さまざまな課題に応じてプランを作成し、必要なサービスにつなげる。

関連事業及び取組内容	
事業名： 子どもの学習・生活支援事業	
	「貧困の連鎖」を防止するため、学習支援、生活習慣・育成環境の改善、進路選択に関する相談に対する情報提供、関係機関との連絡調整を行う。
事業名： 家計改善支援事業	
	家計に問題を抱える相談者からの相談に応じて家計の状況を「見える化」し、滞納の解消、各種給付制度の利用に向けた支援、債務整理に関する支援等を通して、家計再生の計画を作成し、家計管理の意欲向上に努める。

9. ファミリー向け公共賃貸住宅の供給支援

主管：都市整備課

ファミリー向け公共賃貸住宅の供給支援については、今後、建て直し時に入居人員数に応じ環境整備を配慮していきます。

基本目標Ⅲ 社会全体で子育て子育てを 支援するまちづくり

私たちは、社会全体で子育て子育てを支援するまちをつくります。
そのために必要なこととして、次の3点を掲げました。

1. 地域で支える子育て環境づくり
2. 仕事と子育てを両立できる環境づくり
3. 子どもにやさしいまちづくり

1 地域で支える子育て環境づくり

(1) 現状と課題

近年の社会変化の中で、個人や世代間の価値観の多様化が進み、地域の連帯意識が希薄になってきています。そのような状況の中で、親子に直接ふれる機会の多い地域の人々の温かな一言や支援は、親を勇気づけ、子育てに安心感をもたらします。地域活動の充実を図り、地域ぐるみで子育てを支援するまちづくりを推進する必要があります。

また、利用者支援事業として、子育て家庭にとって身近な場所で相談に応じ、その個別のニーズを把握して、適切な施設や事業等を円滑に利用できるよう支援を行っていますが、利用者は多くありません。このような取り組みを機能させるためには、地域における情報の共有化を図り、保育園・認定こども園等をはじめ、子育て世代包括支援センター、地域子育て支援センター、学校、公民館など、子どもや子育てに関わる全ての機関、団体が連携し、地域における子育て支援のネットワークづくりを進めることが重要です。

また、地域で子育てを支える活動は、住民同士の交流とふれあいが不可欠の要素であり、支えられる家族と支える側の住民が、日頃から交流をもっておくことが必要です。さらに、日々のあいさつや、子ども会活動、祭りなど地域行事への家族での参加等を通じ、高齢者をはじめ様々な世代間の交流の中で、地域の人々から「地域の子ども」として認識してもらうことが大切です。

(2) 本市の今後の取り組み

1. 児童福祉センター事業の充実

主管：子育て支援課

児童福祉センターを市の子ども家庭総合支援拠点の実施機関と位置付け、関係機関と連携を取りながら、地域における子育て支援の推進を図ります。

また、市の児童虐待の専属機関として、児童虐待の予防及び早期発見・対応を市内関係機関や県中央児童相談所と連携して行うとともに、宇城市要保護児童対策及びDV防止対策地域協議会の調整機関として、保育所や学校だけでなく福祉・保健・医療分野など様々な関係者の協力を得て、児童虐待の防止に取り組んでいきます。

2. 民生委員・児童委員、母子保健推進員による相談・支援の充実

主管：子育て支援課

各地域に根ざした身近な相談窓口として、民生委員・児童委員、主任児童委員、母子保健推進員による子育て家庭に対する相談・支援の充実を図ります。

また、地域で子育て支援を行っている民生委員・児童委員、主任児童委員、母子保健推進員と日頃から交流が図れるよう支援します。

3. 幼児教育の振興に関する政策プログラムの策定

主管：教育総務課

保育園・認定こども園等と小学校間で連絡協議会を開催し、連携や交流を推進することで、相互の活性化を図り、市内の教育環境の底上げを図ります。

4. 地域活動への教職員の自主的参加

主管：教育総務課

教職員である前に地域住民であることを自覚し、地域の子どもは地域で育てることを合言葉に、教職員の地域行事への参加を促し、学校と地域の一体化を図ります。

5. 世代間交流など多様な体験活動の推進及び充実

主管：生涯学習課

地域の方々が、これまでの学びの成果や経験、技術を子どもたちとの交流によって伝えることにより、子どもたちの安心を確保します。また、地域の自治公民館等について、子育て中の親子が利用できるよう努めるとともに、自治会等への理解を求めながら、子どもと親の利用を促進します。

体験に基づく多様な理論や認識を深めるため、ボランティアの体験学習などにより、障がい者とふれあう機会づくりを行なうなど、さらなる充実に努めます。

関連事業及び取組内容	現 状 値 (令和元年度)	目 標 値 (令和 6 年度)
事業名： 学校・家庭・地域連携推進事業 放課後子ども教室	学校・家庭・ 地域連携推進事業実 施校 7 校	学校・家庭・ 地域連携推進事業実 施校 10 校
地域住民による学校支援とともに放課後の 子どもたちの居場所づくりや体験活動を行う。	放課後子ども教室 3 校	放課後子ども教室 3 校
事業名： 子どもの楽校	参加者 56 名 ボランティア 42 名	参加者 60 名 ボランティア 40 名
公民館・体育館施設で体験・講座を行う。		

2 仕事と子育てを両立できる環境づくり

(1) 現状と課題

共働き世帯が増加する中、男女が共に仕事と家庭を両立し、安心して働き続けられる環境を整備するためには、多様な保育サービスや放課後児童対策等による地域や行政の支援により、利用者が安心して働くことのできる環境が必要です。

また、近年は男女共同参画社会の推進に伴い、仕事と生活との調和を図る「ワーク・ライフ・バランス」の認識が高まり、以前に比べれば、父親が母親と共に家庭の子育ての役割を担うことも増えており、社会状況も変化しつつあります。しかし、職場優先の企業風土が根強い我が国では、育児休業等を取得しやすい環境にない企業・事業所がまだまだ多く、本市においても男性の育児休業取得率は低調で、家庭の事情や子どもの成長段階に応じて働き方を選択できる環境づくりが求められています。

平成31年4月1日、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（働き方改革関連法）が施行されました。女性がより就労しやすい環境づくりと併せて、長時間労働の適正化、男性の育児休業取得率の向上など、「働き方の見直し」に向けた啓発や取り組みを進めていくことが必要です。

(2) 本市の今後の取り組み

1. 宇城市立児童館（仮称）の新設

主管：子育て支援課

児童館は、児童福祉法第40条による児童福祉施設です。屋内型の児童厚生施設であり、子どもに健全な遊びを提供して、その心身の健康を増進し情操を豊かにすることを目的としています。

既存施設を改修・利用し、乳幼児から高校生までの子どもたちが、遊びや学びの場として過ごせる居場所づくりに取り組みます。

2. 放課後児童クラブ（学童保育所）事業の実施

主管：子育て支援課

放課後等に子どもが安心して過ごせる場として、放課後児童クラブ（学童保育所）事業を継続していきます。

また、保護者会や市直営で管理運営しているクラブについては、地元の NPO や社会福祉法人等への運営主体移行に努めていきます。

※第4章「3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保」参照

3. ニーズに応じた延長保育事業の実施

主管：保育園課

子育て家庭のニーズを把握し、保護者が安心して働けるよう、認可保育園全園での延長保育事業を継続していきます。

※第4章「3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保」参照

4. 子育てしやすい職場環境づくりの啓発

主管：人権啓発課

市内事業所の会合等の機会を捉え、育児・介護休業制度が利用しやすい環境づくりについて周知・啓発を行います。

また、職場の従業員に対しても、働く女性の妊娠中・出産後の健康管理、性別役割分担意識の解消、安心して育児休業制度を利用しやすい雰囲気づくり、育児休業後の円滑な職場復帰の促進、働き方の見直しなど仕事と育児が両立できる職場環境づくりへの理解・協力を求めています。

5. 出産・育児後の再就職に関する情報提供の充実

主管：商工観光課

出産・育児後の再就職を支援するため、女性の就職に関する講座や研修会等の情報提供を行います。

3 子どもにやさしいまちづくり

(1) 現状と課題

近年、子どもが犠牲になる事故や事件が数多く報道され、子どもたちが戸外で安心して安全に遊べる環境が損なわれつつあります。このような中、「子どもかけこみ 110 番」の家の設置や防犯ブザーの携行、PTAによる防犯・交通安全パトロールなど、地域ぐるみで様々な安全対策が講じられています。子どもの安全を守るためには、保護者や学校、地域住民が、行政や警察、各種団体等と連携し、「地域の子どもたちは地域で守る」という強い共通認識をもって、継続的に取り組むことが重要です。

また、子どもや子育て家庭が安全・安心・快適に毎日の生活がおくれるよう、住宅、道路、公共施設などの生活環境全般を子どもや子育てにやさしい環境に整備していくことが求められています。しかし、不特定多数の人が利用する公共的な施設の中にも、授乳やおむつ替えを行う場所がないため、乳幼児連れでの利用が困難なものが少なくありません。また、道路等でも歩道がきちんと整備されていないなど、子どもや妊産婦、子ども連れの人に危険な箇所もたくさんあります。

そこで、このような状況を解消し、子どもや子育て中の家族が、気兼ねなく外出し、社会参加できるように、道路や施設の改善整備を図ることが必要となります。

(2) 本市の今後の取り組み

1. 交通安全教育指導者の育成

主管：総務課

地域の見守り活動の担い手となる住民を育成するため、交通安全教室の開催を推進します。

2. 防犯の推進体制の強化及び啓発促進

主管：総務課

子どもをねらった犯罪を未然に防ぐため、通園・通学路や公園・広場等の地域環境の中で犯罪の発生しない環境整備を市、市民、学校、警察、各関係機関等と連携し推進します。また、不審者に対する対応指導や地域における防犯意識の高揚に資するため啓発活動を推進します。

3. 通学路や公園等における防犯設備の整備

主管：総務課

各関係機関等と協議の上、随時、防犯設備を設置します。

関連事業及び取組内容	
事業名：行政区防犯灯設置補助金事業	
	行政区への防犯灯新設補助

4. 交通安全教育の実施

主管：総務課

保育園・認定こども園等では、交通安全ルールの理解及び安全に行動できる習慣と態度を身に付けることを目標に、教室を開催します。

また、小・中学校では、歩行者としての安全な行動、自転車の安全な利用、自動車の特性に応じた安全な行動、交通事故防止と安全な生活について重点的に指導します。

5. チャイルドシートの正しい使用の徹底

主管：総務課

各種広報媒体や各種行事等を活用して、チャイルドシート着用の必要性について啓発に努めます。

6. 子どもや妊婦等が歩行しやすい道路環境の整備

主管：総務課

子どもや妊婦、ベビーカー利用の子ども連れが安心して外出できるように、歩道の整備や段差の解消、区画線、カラー舗装等、安全で快適な歩行空間の確保を促進します。

7. 犯罪等に関する情報提供の推進及び犯罪・事故等の被害から子どもを守る体制の確立

主管：教育総務課

保護者に対する不審者や犯罪等に関する情報提供を強化し、迅速な連絡体制（ゆっぴー安心メール等）を整えます。

また、警察・小学校・保育園・認定こども園等と情報交換に努め、犯罪・事故等を未然に防止できる体制を確立します。

8. 安全な通学路の確保

主管：生涯学習課

通学路の整備や防犯灯の設置を推進し、安全な通学路の確保に努めるとともに、PTA・子ども見守りボランティア等による通学指導の充実を図ります。

また、PTA青色パトロール隊で公用車（パトロール車登録）を利用して各地区全域の巡回を実施します。

各地区においては、各団体等に、登下校時の通学路の見守りや子どもたちへの声かけ、不審者などの情報提供の徹底に努めます。

関連事業及び取組内容	現 状 値 (令和元年度)	目 標 値 (令和6年度)
事業名： 子ども見守りボランティア	ボランティア数 126 人	ボランティア数 140 人
登下校時の見守り		
事業名： 月例街頭指導及び青色パトロール	全地区 毎月1回以上	全地区 毎月1回以上
毎月定例の街頭指導と青少年教育担当指導員による青色巡回パトロール		

9. 地域ぐるみによる防犯活動の推進

主管：生涯学習課

子どもをねらった犯罪を未然に防ぐため、「子どもかけこみ 110 番」の家の設置拡充など、通園・通学路や公園・広場等の地域環境の中で犯罪の発生しない環境整備を推進します。また、不審者に対する対応指導や地域における防犯意識の高揚に資するため啓発活動を推進します。

関連事業及び取組内容	現 状 値 (令和元年度)	目 標 値 (令和6年度)
事業名： 子どもかけこみ 110 番	フラッグ設置件数 744 件	フラッグ設置件数 800 件
子どもの避難場所としてフラッグを設置		



第4章

子ども・子育て支援事業の推進

1 教育・保育提供区域の設定

国の基本指針では、市町村は教育・保育を提供する単位として、地理的条件や社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備状況等を総合的に勘案し、教育・保育提供区域を設定することとされています。

合併により誕生した本市では、旧町単位で教育・保育提供区域を設定することも考えられますが、本市内の保育所については、これまで特に通園区域は設定しておらず、実際に市内の様々な区域から通園をしている現状があること、また、その方が勤務状況に合わせた保育所利用や、教育・保育の特性を踏まえた施設の選択等、利用者の細かなニーズにも対応しやすいことを考慮し、引き続き市全域を一つの教育・保育提供区域と設定することとしました。

なお、このプランを受けて毎年作成している「子育て安心プラン」では、入所申込状況等を考慮し、三角区域と、三角を除く区域の2つの区域を設定することとします。

2 教育・保育の量の見込みと提供体制の確保

就学前児童の教育・保育について、保育所、認定こども園の利用実績やアンケート調査の結果により把握した利用希望などを踏まえ、計画期間内の「量の見込み」を設定します。そして、「量の見込み」に対する「確保方策」を設定することで、ニーズに合った提供体制の確保を目指します。

また、教育・保育の「量の見込み」及び「確保方策」については、子ども・子育て支援法に基づき、保育の必要性や年齢により区分された下記の認定区分ごとに設定します。

認定区分	内 容	利用できる主な施設
1号認定	満3歳以上で、教育を希望する児童 (保育の必要性無)	幼稚園・認定こども園※
2号認定	満3歳以上で、保護者の就労等の理由により 保育を必要とする児童 (保育の必要性有)	保育所・認定こども園・ 地域型保育※
3号認定	満3歳未満で、保護者の就労等の理由により 保育を必要とする児童 (保育の必要性有)	

※ 認定こども園…幼稚園と保育所の両方の機能を併せ持った施設として、県から認定を受けた施設。

※ 地域型保育…市から認可を受けた家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育、事業所内保育事業。

【現状】

本市内には、現在認可保育所 20 園、認定こども園 4 園、家庭的保育施設 1 園が設置されています。近年の保育需要の高まりにより、定員の弾力化により定員を超えた受け入れをしている施設もありますが、待機児童が発生している状況です。

「量の見込み」と「確保方策」

(単位:人)

		令和2年度				令和3年度			
①量の見込み		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
				0歳	1,2歳			0歳	1,2歳
		200	1,156	200	740	200	1,139	200	721
確保方策	幼稚園	0	0			0	0		
	認定こども園 (幼稚園部分)	352				352			
	認定こども園 (保育所部分)		104	21	79		104	21	79
	保育所		1,110	179	671		1,104	185	666
	地域型保育事業			1	4			1	4
	合計(②)	352	1,214	201	754	352	1,208	207	749
②－①		152	58	1	14	152	69	7	28

		令和4年度				令和5年度			
①量の見込み		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
				0歳	1,2歳			0歳	1,2歳
		200	1,125	200	682	200	1,113	200	668
確保方策	幼稚園	0	0			0	0		
	認定こども園 (幼稚園部分)	352				352			
	認定こども園 (保育所部分)		104	21	79		104	21	79
	保育所		1,104	185	666		1,104	185	666
	地域型保育事業			1	4			1	4
	合計(②)	352	1,208	207	749	352	1,208	207	749
②－①		152	83	7	67	152	95	7	81

		令和6年度			
①量の見込み		1号	2号	3号	
				0歳	1,2歳
		200	1,086	200	656
確保方策	幼稚園	0	0		
	認定こども園 (幼稚園部分)	352			
	認定こども園 (保育所部分)		104	21	79
	保育所		1,104	185	666
	地域型保育事業			1	4
	合計(②)	352	1,208	207	749
②－①		152	122	7	93

【量の見込み】

アンケート調査の結果と近年の実績に基づき各年度の量の見込みを算出しました。

本市では、少子化による児童人口の減少という要素と家庭環境の変化などによる子育て支援サービスのニーズ増大という要素の両方が存在する状況ですが、本計画期間中は前者の影響の方がやや大きくなり、保育の量は少しずつ減少していくと見込まれます。

【確保方策】

1号認定については、毎年度200人の利用を見込んでいますが、平成31年4月の利用者数は197人、認定こども園（幼稚園部分）の総定員も352人であることから、現在の体制で対応可能です。

2号認定については、計画期間における利用者の最大見込み人数は令和2年度の1,156人ですが、現在の保育利用定員は1,214人であることから、現在の体制で対応可能です。

3号認定の0歳児については、年度途中における利用者増を踏まえ、毎年度200人の利用を見込んでいますが、これはほぼ現在の総定員（203人）に匹敵する量となっています。また、3号認定の1、2歳児については、計画期間における利用者の最大見込み人数は令和2年度の740人ですが、現在の保育利用定員は754人であることから、現在の体制で対応可能です。

3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保

地域子ども・子育て支援事業に該当する事業の利用状況やアンケート調査の結果等により把握した利用希望などを踏まえた上で、計画期間内の「量の見込み」及び「提供体制の確保の内容及び実施時期（確保方策）」を設定します。

（１）延長保育事業（時間外保育事業）

保育が必要な児童に対し、保育所等において通常の保育時間前後などに保育を行う事業です。

【現状】

市内保育所・認定こども園全園で 18 時から 19 時までの 1 時間の延長保育を実施しています。平成 30 年度の実利用人数は 963 人となっています。

「量の見込み」と「確保方策」

（単位：人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込	980	980	980	980	980
②確保方策	980	980	980	980	980
②－①	0	0	0	0	0

【量の見込み】

アンケート調査結果に基づく推計値が直近の実績を大きく下回ったため、実績をベースに毎年度 980 人の利用を見込みました。

【確保方策】

現在の体制で対応できる見込みです。

(2) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者の疾病その他の理由により、家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合に、児童養護施設等において一定期間養育・保護を行う事業です。

【現状】

市外の3施設（八代乳児院、八代ナザレ園、みどり園）に委託していますが、平成30年度の利用実績は8人日となっています。

「量の見込み」と「確保方策」		(単位:人日/年)			
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込	24	24	24	24	24
②確保方策	24	24	24	24	24
②－①	0	0	0	0	0

【量の見込み】

利用実績を参考に、月に2人が利用すると仮定して、年間24人日の利用を見込みました。

【確保方策】

量の見込みからすると現在の委託先で対応できますが、受入れ条件等の都合により、慈愛園を新たに委託先として追加します。

（３）地域子育て支援拠点事業

乳幼児のいる子育て中の親子に対する交流の場を設けて、子育てについての相談、情報の提供、その他必要な支援を行う事業で、「子育て支援センター」、「子育てひろば」と呼ばれています。

【現状】

市内7施設（社会福祉法人5・社会福祉協議会1・市1）で実施しています。平成30年度の月あたり利用実績は1,031人日となっています。

「量の見込み」と「確保方策」

（単位：人日／月）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込	1,374	1,340	1,281	1,256	1,231
②確保方策	2,460	2,460	2,460	2,460	2,460
②－①	1,086	1,120	1,179	1,204	1,229

【量の見込み】

就園していない児童が主な対象児童と見込み、アンケート調査の結果に基づき各年度の量の見込みを算出しました。

計画期間における最大見込み量は令和2年度の1,374人日で、その後は徐々に減少することが見込まれます。

【確保方策】

現在、1日あたり最大で205人の受け入れが可能であることから、確保量については、 $205 \text{ 人} \times 12 \text{ 日（週3日} \times 4 \text{ 週）} = 2,460 \text{ 人日／月}$ と見込まれます。したがって、現在の体制で対応できる見込みです。

(4) 一時預かり事業（幼稚園等における在園児に対する一時預かり）

幼児の心身の健全な発達を図るとともに、保護者の子育てを支援するために、希望のあった在園児を対象として、幼稚園等の教育時間の終了後に引き続き預かる事業です。

【現状】

市内の認定こども園全4園で実施しています。平成30年度の延べ利用人数は5,644人日となっています。

「量の見込み」と「確保方策」

(単位:人日/年)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込	6,360	6,240	6,180	6,120	5,970
②確保方策	6,360	6,360	6,360	6,360	6,360
②－①	0	120	180	240	390

【量の見込み】

量の見込みは、教育・保育の1号認定の児童数と連動させる形で、利用実績を参考に、1人当たりの年間利用日数を30日として見込みました。

計画期間における最大見込み量は令和2年度の6,360人日/年で、その後は徐々に減少することが見込まれます。

【確保方策】

現在の体制で対応できる見込みです。

(5) 幼稚園以外（保育所等）の一時預かり

家庭での保育が一時的に困難になった児童について、保育所等の施設において預かりを行う事業です。

【現状】

市内の認可保育所及び認定こども園全園で実施しています。平成30年度の利用実績は2,750人日／年となっています。

「量の見込み」と「確保方策」

(単位:人日／年)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込	3,117	3,050	2,946	2,894	2,832
②確保方策	3,117	3,117	3,117	3,117	3,117
②－①	0	67	171	223	285

【量の見込み】

保育所を利用していない児童が主な利用対象者と見込み、アンケート調査の結果に基づき各年度の量の見込みを算出しました。

計画期間における最大見込み量は令和2年度の3,117人日で、その後は徐々に減少することが見込まれます。

【確保方策】

現在の体制で対応できる見込みです。

(6) 病児・病後児保育事業

児童が病気となった場合に、病院・診療所・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に預かる事業です。

【現状】

市内の豊福保育園と白百合保育園で病児・病後児保育を実施しています。平成30年度の利用実績は410人日／年となっています。

「量の見込み」と「確保方策」		(単位:人日／年)			
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込	820	820	820	820	820
②確保方策	2,610	2,610	2,610	2,610	2,610
②－①	1,790	1,790	1,790	1,790	1,790

【量の見込み】

アンケート調査の結果に基づき推計した量の見込みは利用実績との乖離が大きいため、各年度の量の見込みは平成30年度利用実績の2倍を見込みました。

【確保方策】

現状での受け入れ可能枠は、1日あたり9人で、年間開所日数を290日として計算すると2,610人日／年となります。したがって、現在の体制で対応できる見込みです。

（７）ファミリーサポートセンター事業

乳幼児から小学生までの家庭の保護者と援助を行いたい人との相互活動を支援する会員制事業です。

【現状】

ここでの事業は、小学生の放課後の預かりを対象としたものですが、小学生の放課後の預かり以外の利用を含む平成30年度の利用実績は245人日／年となっています。

「量の見込み」と「確保方策」		(単位:人日／年)			
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込	20	20	19	19	19
②確保方策	300	300	300	300	300
②－①	280	280	281	281	281

【量の見込み】

アンケート調査の結果では、小学生の放課後の預かりについてのニーズは認められませんでした。

小学生の放課後の預かりについては、学童保育の利用がほとんどのため、ファミリーサポートセンター事業における量の見込みは、月に1人が利用すると仮定して、年間12人日と設定しました。

【確保方策】

現在の体制で対応できる見込みです。

（８）利用者支援事業

児童及びその保護者が、幼稚園・保育所・認定こども園における教育・保育や、一時預かり、学童保育等の地域子育て支援事業等の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、身近な場所に専門の支援員を配置し、相談への対応や情報提供、関係機関との連絡調整等を行う事業です。

【現状】

平成27年度から市子育て支援課窓口支援員を配置し、相談への対応や情報提供、関係機関との連絡調整等を行っています。

また、平成31年度から宇城市保健福祉センター内に母子保健型の「宇城市子育て世代包括支援センター」を開設し、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援体制を構築しています。

「量の見込み」と「確保方策」					(単位:箇所)
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込	2	2	2	2	2
②確保方策	2	2	2	2	2
②－①	0	0	0	0	0

【量の見込み】

現状どおり、市内に2か所とします。

【提供体制】

現状どおり、市子育て支援課窓口及び宇城市子育て世代包括支援センターで対応します。

（９）妊婦健康診査

妊婦の健康管理の充実及び妊娠・出産にかかる経済的負担の軽減を図るため、市が妊婦健康診査に係る費用を一部負担することで、安心して妊娠・出産ができる体制を確保することを目的とする事業です。

【現状】

新規母子健康手帳交付の方には14回分の妊婦受診券を発行し、転入の方には、妊娠週数に応じて必要回数分を発行しています。

平成30年度実績は、新規母子健康手帳交付数404人、転入母子健康手帳交付数45人、妊婦健康診査受診件数5,156件となっています。

「量の見込み」					(単位:人回)
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込	4,900	4,800	4,700	4,600	4,500

【量の見込み】

計画期間中に推定される出生数に、1人あたりの最大健診回数14回を乗じて量を見込みました。

【提供体制】

母子健康手帳を交付する際に、妊婦健康診査受診票を併せて交付します。

(10) 乳児家庭全戸訪問事業

すべての乳児のいる家庭を訪問することにより、子育てに関する情報の提供並びに乳児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言その他の援助を行う事業です。

【現状】

生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、母子の心身の状況や養育環境等の把握及び助言を行い、支援が必要な家庭に対し適切なサービス提供につなげています。

平成30年度の訪問実績は442人となっています。

「量の見込み」

(単位:人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込	391	384	376	359	351

【量の見込み】

計画期間中の0歳児人口の推計値をもとに量を見込みました。

【提供体制】

現状どおり、母子保健推進員による全対象家庭の訪問を行います。

（１１）養育支援訪問事業

産後の家事支援を行う産後ホームヘルパー派遣事業のほか、支援が特に必要な家庭を継続的に訪問し、保護者に対して相談支援や育児援助などを行う養育支援訪問事業を行っています。

【現状】

産後ホームヘルパー派遣事業では、産後の家事支援が必要な家庭に対し、食事の準備や洗濯、清掃等の家事支援を行っています。

平成30年度の実績は、3世帯が利用し、延べ32回の家事支援となっています。

また、養育支援訪問事業では、家庭及び地域における養育機能が低下し、児童の養育について支援が必要でありながら、積極的に自ら支援を求めていくことが困難な状況にある家庭に対し、加重的負担がかかる前の段階において、子育て支援コーディネーターが家庭訪問を行い、当該家庭における安定した養育ができるよう継続的な支援を行っています。

平成30年度の実績は、延べ支援件数610件（訪問等支援209件、電話支援401件）となっています。

【提供体制】

産後ホームヘルパー派遣事業は、母子手帳交付時などの機会に妊産婦に情報を提供し、利用につなげています。

養育支援訪問事業は、乳幼児家庭全戸訪問事業の訪問結果や関係機関からの情報提供等に基づき、育児ストレス、産後うつ等の問題により子育てに対して不安を抱える家庭や、様々な原因で養育支援が必要となっている家庭に対して、子育て支援コーディネーターが継続的に訪問を行い、育児相談・指導や情報提供等を行います。

4. 放課後子ども総合プランの推進

すべての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、国は「新・放課後子ども総合プラン」を策定し、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の計画的な整備の方向性を示しています。

本市においても、前述の放課後児童クラブの量の見込み（必要事業量）に対する確保方を推進するほか、放課後子ども教室として、保護者の就労の有無に関わらない、児童の安全・安心な居場所づくりに引き続き努めていきます。

なお、放課後子ども総合プランの推進に当たっては、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の一体的な、又は連携による実施についても取り組んでいくほか、小学校の余裕教室の活用等も検討しながら、放課後児童クラブが設置されている学校を中心に、地域のニーズを踏まえ、市の教育部門と福祉部門が連携して取り組んでいきます。

（１）放課後児童クラブの令和６年度に達成されるべき目標事業量

【現状】

市内 15 施設で実施しています。令和元年５月１日現在の利用者数は 735 人（低学年：633 人、高学年：102 人）となっています。

「量の見込み」と「確保方策」

（単位：人）

		令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
①量の見込み	１年生	274	248	253	231	236
	２年生	203	215	195	199	182
	３年生	177	164	174	157	161
	４年生	52	53	49	53	47
	５年生	36	37	38	35	38
	６年生	25	24	25	26	24
	計	767	741	734	701	688
②確保方策		742	742	742	742	742
②－①		△25	1	8	41	54

【量の見込み】

アンケート調査の結果に基づき各年度の量の見込みを算出しました。

計画期間における利用者の最大見込み人数は令和２年度の 767 人で、その後は児童数の減少に伴い、徐々に減少が見込まれます。

【確保方策】

三角町戸馳地区においては、現在の三角小学校区で設置しています2つの学童クラブではいずれも利便性が悪いことがこれまでの課題でした。そこで、令和2年度に同地区の既存施設を活用して新たな学童クラブを設置します。

その結果、現在の定員712人に新たな学童クラブの定員30人を加えると、総定員は737人となりますが、令和2年度はわずかに待機児童の発生が見込まれます。その場合、必要に応じて施設定員の見直し等で、適宜、待機児童の解消を図っていきます。

(2) 一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の令和6年度に達成されるべき目標事業量

「放課後子ども総合プラン」に基づき、小学校の余裕教室の活用等も検討しながら、放課後児童クラブが設置されている学校を中心に、地域のニーズを踏まえ、放課後子ども教室と一体的な、又は連携による実施ができるよう取り組みを進めます。

(3) 放課後子ども教室の令和6年度までの整備計画

【確保方策】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施箇所数	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所

現在、3か所で実施しています。今後の整備計画としても地域の協力体制を整えることが厳しい現状に加え児童数の減少が進む中では、現状維持を見込んでいます。

ただし、今後も「放課後子ども総合プラン」に基づき、放課後児童クラブとの連携を図りながら、子どもたちの安全な居場所づくりには努めていきます。

(4) 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の一体的な、又は連携による実施に関する具体的な方策

共通プログラムの企画段階から、放課後児童クラブの支援員と放課後子ども教室が連携してプログラムの内容・実施日等を検討できるよう、定期的な打合せの場を設けます。連携型の場合の共通プログラムを実施する場合は、プログラム終了後に安全に児童が移動できるよう、配慮します。

(5) 小学校の余裕教室等の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室への活用に関する具体的な方策

運営委員会等において、余裕教室の活用状況等について、定期的に協議を行います。また、事業の実施主体である教育委員会と福祉部局の担当者が学校関係者と話し合う機会を持ち、放課後子ども総合プランの必要性、意義等について確認し、余裕教室の活用推進を図ります。

放課後子ども教室実施日には、必要に応じて、特別教室、体育館、校庭、図書室等の一時利用ができるよう協議します。

(6) 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施に係る教育委員会と健康福祉部の具体的な連携に関する方策

放課後活動の実施にあたっては、責任体制を文書化するなど明確化します。また、総合教育会議を活用し、総合的な放課後対策について協議を行います。

(7) 民間事業者への委託による事業運営

保護者運営及び直営施設（社会福祉法人運営施設を除く）においては、事業運営の効率化を図るために、教育委員会と連携して、地域のNPO法人や社会福祉法人等への委託に切り替えるよう努めます。



資 料

宇城市子ども・子育て会議委員名簿

自 2019年4月 1日
至 2021年3月31日

役職	氏名	委員構成	機関・団体名	所属	性別
会 長	出川 聖尚子	学識経験者	大学教授等 (社会福祉・児童福祉)	熊本学園大学	女性
副会長	野田 眞	児童福祉に 関する者	子育て支援事業者	宇城市社会福祉協議会	男性
委 員	藤田 香瑞	保育関係者	保育園代表(事業者)	コスモス保育園	男性
委 員	藤川 裕典	教育関係者	校長会	青海小学校	男性
委 員	山口 康代	地域医療	宇城保健所 保健予防課長	宇城保健所	女性
委 員	河崎 醇二	保育関係者	地域型保育事業所代表 (事業者)	家庭保育室のびのび	男性
委 員	島村 繁子	保育関係者	幼保連携型認定こども園 (事業者)	まこと幼稚園	女性
委 員	猿渡 弥生	保育関係者	放課後児童 (協議会等の代表)	豊川学童保育所	女性
委 員	末久 博	保護者	私立保育園代表 (後援会代表)	白百合保育園	男性
委 員	坂田 美穂子	保護者	公立保育園代表 (後援会代表)	豊野保育園	女性
委 員	小林 和弘	保護者	認定こども園・幼稚園代表 (後援会代表)	まこと幼稚園	男性
委 員	植田 康介	保護者	PTA 連合会 (学校教育)	宇城市 PTA 連合会	男性
委 員	林田 恵美子	児童福祉に 関する者	宇城市主任児童委員	宇城市主任児童委員	女性
委 員	福田 誠治	児童福祉に 関する者	障がい児支援団体	NPO 法人えんぱ	男性
委 員	上本 勝枝	企業関係	企業クラブ	企業クラブ・事務局	女性

【会長・副会長各1名】

15人中の女性委員数7人

第 2 期すこやか宇城っ子プラン

～宇城市次世代育成支援行動計画～

～宇城市子ども・子育て支援事業計画～

令和 2 年 3 月

発 行	熊本県宇城市
企画・編集	宇城市健康福祉部子育て支援課

〒869-0592	熊本県宇城市松橋町大野 85 番地
TEL	(0964) 32-1111 (代)
FAX	(0964) 32-0110 (代)

